



UNFCCC第30回補助機関会合(SB30)及び

条約の下での第6回AWG及び京都議定書の下での第8回AWG会合

2009年6月1日~12日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)と京都議定書の下で現在継続中の交渉の一環として、2009年6月1日(月)~12日(金)の日程で、独ボン(マリティム・ホテル内)で、4つの会議が開催された。条約の補助機関である、実施に関する補助機関(SBI)、および科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)がそれぞれ第30回会合を開催した。また、条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)第6回会合、および京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)第8回会合が開催された。これらの会合には、政府関係者、政府間組織、NGO、研究者、民間部門、メディア関係者ら総勢3500名を超える参加があった。

ボン会議の主たる目的は、京都議定書の第1約束期間の期限が終了する2013年以降の期間を含め、気候変動に関する国際協力を強化することであった。こうした長期的な問題については、AWG-LCAとAWG-KPで討議されたが、両AWGの作業は2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催予定の第15回締約国会議(COP 15)で結論を出す予定となっている。

AWG-LCA 6では、議長草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)をたたき台とした交渉テキスト作成が焦点となった。会合を通じて、AWG-LCAは非公式なプレナリー(全体会合)を開催、交渉テキスト草案について第1回と第2回の読み通しを実施した。参加した締約国代表の多くは、今回の会合が各国の提案を明確にし、内容を練っていくための有用な機会を提供してくれたと感じた。主な成果は、200頁に及ぶ交渉テキスト草案となり、AWG-LCAの次回会合へと付託される。同文書の内容は、バリ行動計画の主要な要素の全て:すなわち長期的協力行動に向けた共有ビジョン、緩和、適応、資金、技術が網羅されている。交渉テキストに記載するオプションを絞り込み、COP 15での合意に達するためには、専門的な草案作成力と政治的ビジョンの両方



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

が必要となると強調しつつ、多くの出席者が今回は建設的な結果が得られたとの感想を述べていた。

AWG-KP 8では、京都議定書に基づく附属書I国の更なる約束に関する審議が続けられた。議論の焦点となったのは、2013年以降の排出削減に関する附属書I国全体の総量目標および国別目標についての様々な締約国からの提案内容だった。数値目標については何らの合意も得られず、途上国は、附属書I国が提案している一方的な数値目標は、科学が求める排出削減量に及ばないとし、こうした結果に失望感を示した。いくつかの先進国は、附属書I国の削減総量の規模に関する交渉においては、京都議定書の締約国ではない先進国の参加も必要であるとし、AWG-LCAとの緊密な協力を要請した。

SBIの主な成果としては、非附属書I国の国別報告書に関する専門家諮問グループ（CGE）を再構成することの合意が含まれる。しかし、多くの途上国は、条約及び議定書に基づくキャパシティビルディングの枠組みに関する第2回包括見直しについての合意が無かったことに失望した。SBSTAの下では、主として、研究及び系統的観測、多様な方法論の問題、技術移転、および途上国における森林減少・劣化に由来する排出量の削減（REDD）などの問題が討議された。REDDに関するCOP決定書草案については何の合意にも至らなかったが、政治的な議論を促すための方法論的な作業を行える分野を明確にすることができたとの印象を抱いた。全体として、今次会合では、31の結論書が採択され、7の決定書草案が2009年12月デンマーク・コペンハーゲンで開催されるCOPまたはCOP/MOPでの検討用に付託されることとなった。

UNFCCCと京都議定書のこれまで

気候変動への国際政治上の対応は、1992年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）採択に始まる。UNFCCCは、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度の安定化を目指す行動枠組みを規定する。UNFCCCは、1994年3月21日に発効、現在192の締約国が加盟する。

日本の京都で開催された1997年12月の第3回締約国会議（COP 3）では、UNFCCCの議定書が合意され、先進工業国および市場経済移行国による排出削減の目標達成が約束された。UNFCCCの下で附属書I国と称されるこれらの締約国は、国ごとに異なる個別の数値目標をもって、2008年から2012年（第1約束期間）の間に、6種類の温室効果ガスの総排出量を1990年比で平均5.2%削減することで合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在184の締約国を有する。



第1回目の京都議定書締約国会合（COP/MOP 1）は2005年、カナダ・モントリオールで開催され、議定書3.9条に則り、AWG-KPを設立し、第1約束期間終了の少なくとも7年前に、附属書I国の更なる約束に関する検討を行うことが規定された。さらに、モントリオールのCOP 11では、条約の下での長期的協力について検討することで合意。「条約ダイアログ」と称される4回のワークショップの開催が決定し、COP 13まで続けられた。

バリ・ロードマップ：COP 13・COP/MOP 3は、2007年12月、インドネシア・バリで開催された。バリ会議の焦点は長期的な問題であった。交渉の結果、バリ行動計画（BAP）が採択され、条約ダイアログで明確化された長期的協力の4つの主要要素、すなわち緩和・適応・資金・技術を集中的に扱うためのAWG-LCAが設置された。バリ行動計画には、網羅的ではないものの、これら主要分野で検討すべき問題のリストが盛り込まれ、「長期的協力行動に関する共有のビジョン」の明確化を求める内容となった。

また、バリ会議では、バリ・ロードマップという2年間のプロセスについても合意した。このロードマップは条約および議定書の下での交渉トラックに関するもので、2009年12月のコペンハーゲン会議（COP 15）を交渉の決着期限と定めた。バリ・ロードマップの下での主要な2つの組織がAWG-LCAとAWG-KPであり、2008年に4回の交渉会合を開催。4月にはタイ・バンコク、6月にはドイツ・ボン、8月にはガーナ・アクラ、そして12月にはポーランド・ポズナニで会合を行った。

COP 14：ポズナニのCOP 14開催期間、AWG-LCA 4では、BAPの主要要素全てに関する議論を継続。AWG-LCA議長に対し、バリ行動計画達成に向けた交渉に焦点を絞った文書を作成してAWG-LCA 5の審議にかけるよう求めるとともに、2009年6月に開催されるAWG-LCA 6の交渉文書も作成するよう求めた。

また、AWG-KP 6は、その作業計画の全要素に関して戦略的な討議を実施。附属書I国の更なる約束に関する最終合意をCOP/MOP 15でとりまとめるためには、2009年中に附属書I国全体の排出削減量の規模、また、これに対する締約国毎あるいは締約国共同での貢献、さらには結論書(FCCC/KP/AWG/2008/8)の第49パラグラフに明示されたその他の問題について検討する必要があるとの決議を出した。これらの問題は、柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・林業（LULUCF）、温室効果ガス・セクター（産業分野）・排出源、各種ツールや政策、措置及び方法論に係わる政治的な影響、航空・海上輸送で使用されるバンカー燃料油、法的諸問題などである。



AWG-LCA 5 & AWG-KP 7:2009年3月29日－4月8日、ドイツ・ボンにて、AWG-LCA 5及びAWG-KP 7が開催された。会合の主たる目的は、両AWGの下で交渉テキスト作成に関する作業を行うことであった。

AWG-LCAでは、BAPの実現及び合意の諸要素(FCCC/AWGLCA/2009/4、Part I・II)に関する交渉に集中するための議長作成メモについて審議された。AWG-LCA 5では、2009年6月に開催される次回AWG-LCA会合に向けて議長が準備する交渉文草案のための諸要素をさらに詰めることが中心となった。

AWG-KP 7では、京都議定書の下での附属書I国の2013年以降の排出削減総量および議定書の今後の改正を含めた法律上の問題が焦点となった。また、AWG-KPでは、柔軟性メカニズム、LULUCF、対応措置の今後の影響などを含めた同部会の作業計画のその他の問題についても検討が行われた。AWG-KPは、6月の会合までに二つの文書—3条9項(附属書I国の更なる約束)に基づく議定書改正に向けた提案、およびLULUCFや柔軟性メカニズムといったその他の問題に関するテキスト—を準備するよう議長に要請することで合意した。

今次会合のレポート

ボン気候変動交渉は6月1日（月）、「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第6回会合」（AWG-LCA 6）、「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会第8回会合」（AWG-KP 8）、「実施に関する補助機関（SBI 30）および科学的・技術的助言に関する補助機関（SBSTA 30）第30回会合」の開会によって幕を開けた。このレポートでは、それぞれの会合の議題に基づき、2週間にわたる会合の議論と成果について要約する。

「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」(AWG-LCA)

AWG-LCAのMichael Zammit Cutajar議長(マルタ)は6月1日（月）、これから完全に交渉モードに移行する必要があると強調し、開幕を宣言。締約国による議題(FCCC/AWGLCA/2009/6)採択後に、作業計画(FCCC/AWGLCA/2009/7)が合意された。

その後、各国から開会ステートメントが述べられた。スーダン、G-77/中国の立場から、コペンハーゲンにおける合意文書の内容や形式に関する実質的な議論の開始をもって、本会合はAWG-LCAの転換点になると強調した。また、議長交渉テキスト草案 (FCCC/AWGLCA/2009/8)に、同グループの諸提案をよりバランス良く、明確に反映することを求めた。アフリカ・グループの立場からアルジェリアと途上国数カ国は、交渉テキストが全ての締約国の意見を公平かつバランスの取れた形で反映していないとの懸念を表明した。サウジアラビアは、交渉テキスト中の多くの提案が条約とバリ行動計画 (BAP)を超えていることに対する危惧を表明し、イン

ドは、全てのパラグラフで条約の実施強化をめざす具体的な条項について言及すべきだと主張した。

チェコ共和国は欧州連合（EU）の立場から、オーストラリアはアンブレラ・グループの立場から、交渉の出発点として同テキストを歓迎した。メキシコとともに、環境十全性グループ、EU、およびアンブレラ・グループも、2つのAWGとの間の関連性を強調した。ロシアは、国ごとの個別事情や経済発展レベルを考慮に入れつつ、全ての主要排出国からの約束と負担分担を要請。一方、ベラルーシは、今次会合で両AWGを統合し、単一の交渉テキストを一つのAWGの下で検討するよう提案した。

マリは、コペンハーゲン迄の間、各AWGは個別の作業を継続すべきであると主張し、中国はAWG-LCA及びAWG-KPの下でのダブルトラック交渉方式の継続案を支持した。サウジアラビアは、AWG-LCA及びAWG-KPの統合案、ならびに先進国から途上国への負担の転嫁を意味する諸提案に反対を唱えた。これらの詳しい意見表明については次のウェブサイト参照。

(<http://www.iisd.ca/vol12/enb12411e.html>.)

長期的協力行動: 本項目はまず、6月1日のAWG-LCAプレナリーで検討された。Zammit Cutajar議長及び事務局が関連文書の紹介を行った。(FCCC/AWGLCA/2009/7-9; FCCC/AWGLCA/2009/MISC.4 parts I-II 及び Add.1-2; 及び FCCC/AWGLCA/2009/MISC.5)

議論の焦点となったのは、BAPに概要が示された主要な要素、すなわち、適応、資金、技術、緩和、及び長期協力行動のための共有ビジョンで、議論の主たる目的は議長草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)をたたき台とした交渉テキストの作成であった。

6月2-12日、AWG-LCAではAWG-LCAのZammit Cutajar議長の下で非公式プレナリーが開催された。6月2日、3日には、多くの締約国から議長交渉テキスト草案に関する全般的なコメントが述べられた。詳しくは、下記ウェブサイト参照。(<http://www.iisd.ca/vol12/enb12412e.html>; <http://www.iisd.ca/vol12/enb12413e.html>.)

6月3-12日には、交渉テキスト草案の第1、第2の査読会が行われた。第1読では、提案内容を明確にし、相違点を特定し、追加された挿入部分や括弧書きにすべきテキストに印を付けるという作業を行った。第2読の前に、締約国は、事務局宛に交渉テキスト草案に盛り込むための文章案を提出。第2読の間、非公式プレナリーでの議論はテクニカルな内容で、各国の諸提案がきちんと反映されているかどうか、追加及び修正事項を確認するものであった。

結論書の採択は一切無かったが、主な成果は200頁に及ぶ交渉テキスト草案であった。6月12日（金）の非公式プレナリーの閉会時には、議長交渉テキストが今や“締約国のテキスト”になったとZammit Cutajar議長が述べ、すべての提出物と提案がまとめられ、情報文書―“改訂交渉テキスト”として発行される旨を説明し、締約国から寄せられたインプットに対する感謝の意を表明した。また、同文書の序文には、テキストの構成、およびその中の各要素の配置について締約国によって特定された問題点を記録することになると述べた。

BAPの主要素に関するAWG-LCA非公式プレナリーの議論の詳細を以下、総括する。

適応: 議長交渉テキスト草案 (FCCC/AWGLCA/2009/8)には“適応に関する行動の強化”の章が盛り込まれた。第1読は、6月3日（火）・4日（水）のAWG-LCA非公式プレナリーにて行われ、改訂された章に関する第2読は9日（火）に完了した。

こうした議論の詳細については、下記サイトを参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12413e.html>;
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12414e.html>; and <http://www.iisd.ca/vol12/enb12418e.html>.)

適応はすべての国に影響する問題だとして、セクションの冒頭に、共通する適応の義務を盛り込むよう一部の国から要請が上がったが、途上国を重視すべきだとの主張もあった。多くの締約国が、最も脆弱な国々、特に後発途上国 (LDCs)と小島嶼国開発途上国 (SIDS) の緊急課題を強調した。

フィリピンは、G-77/中国の立場から、各国の適応計画や行動の策定・準備・モニタリング・レビューに適応を統合させるとの言及に対する懸念を表明しつつ、適応分野を実施するための負担を途上国に課すという文章に遺憾の意を示すとともに、国家主導のプロセスを反映させる、より強い文言を入れるよう要請した。また、附属書IIの締約国は、適応資金を供与するため、条約に基づく資金的な約束を遵守しなければならないと述べた。クック諸島は、小島嶼国連合 (AOSIS) の立場から、適応の章に特に、柔軟な制度上の取り決め、及び実施のための融資向けに法的拘束力の伴う約束について盛り込むべきだと主張した。

南アフリカ、アフリカ・グループの立場から、資金を拡充した上で、適応に関する包括的な国際プログラムを整備するよう要請した。アルゼンチンは、適応の行動は、先進国による適応支援とは対照的に、法的拘束力をもたせるべきではないとし、持続可能で明確に確認された資金源への直接的なアクセスを求めた。

日本は、特に、諸提案の次の点：法的拘束力を伴う適応枠組みの構築；政府開発援助(ODA)に加えて、新たな予測可能で十分な資金源；適応に関する委員会または補助機関、について懸



念を表明した。カナダは、損失と被害に対処するための保険、及び極端な気象現象の影響に対する資金供与についての言及部分に懸念を表明した。オーストラリアは、以下の点：適応枠組みに法的拘束力がもたせるかどうか;適応行動の定義; 枠組みで対処する国々の分類; 枠組みをCOPの監督下に設置すべきかどうかという点について、合意が必要であると指摘した。

米国は、スイス、メキシコとともに、適応を開発戦略・計画に統合することに支持を表明。また、米国は、ニュージーランドとともに、全ての締約国を対象とした共通の適応義務を盛り込むという案を支持した。さらに、リスク転換メカニズムとしての保険の性質を反映していないとして、保険基金に関する諸提案については支持することができないと述べた。

ノルウェーは、国家主導のプロセスとしての適応を強調した。アイスランドは、適応枠組みの基本理念のひとつにジェンダーへの配慮を掲げることを強調した。エクアドルも、ジェンダーへの配慮、ならびに国際的および各国の社会における不公平性についても注意を喚起し、生態系を重視するアプローチや、コミュニティ・レベルの適応および資金供与について強調した。

ツバルは、地域の適応センターと温暖化防止対策となる開発の必要を強調し、先住民の知識を活用したプロジェクトベースおよびセクターベースの適応を含めた実施に関する行動の詳細を支持した。また、次の内容を要請した: 実施強化のための適応委員会; 保険に関する取り決めを盛り込んだ、リスク管理に関する個別のセクション; 国際運輸・海運分野の課税を含めた革新的な融資の方策。

パナマは、いくつかの中南米諸国を代表して、適応枠組みは、現在および未来の影響をカバーできるくらいの柔軟性をもたせるべきだと述べた。セネガルは、法的拘束力を伴う適応枠組み案を支持した。

EUは、適応枠組みのコンセプトに関する文言の強化を支持した。スイスは、モニタリングとレビューについて強調し、保険の役割と官民パートナーシップを強調した。インド、中国は国家適応計画のレビューに関する言及に反対の意を示した。中国は、汚染者負担の原則の言及を条約の基本理念と入れ替えることを提案した。ロシアは、気候変動は正の影響も及ぼし得るものだとし、“気候難民”という言及については留保するとの見解を示し、適応の実施にふさわしい水準は、各国レベルで決定すべきであると述べた。

また、中国をはじめとする国々は、国際取引に対する課税に関する言及を削除するよう要請した。タイは、無利子融資として供与された資金援助に関する文言に反対を唱えた。シンガポールは、国毎の分類に関して条約と整合した文言を求めた。



中国は、国毎に調整機関を設置する提案に懸念を示し、パキスタンとともに、“貧困な途上国”という言及に反対した。トルコは、先進国および途上国という言葉の代わりに“脆弱な国々”という言葉を使用することを提案した。

タンザニアは、復興および補償に関するテキストの重要性を強調した。ボリビアは、適応活動が先住民の伝統的な知識について考慮しなければならないとし、ベネズエラは先住民コミュニティの脆弱性を認識するよう要請した。コロンビアは、チリ、コスタリカ、ペルーを代表して、生態系の適応戦略の重要性を指摘し、脆弱性は内在的な非対称性を含めるべきだと述べた。ペルーは、生物多様性条約と気候変動枠組条約（UNFCCC）との相乗効果を強化するよう要請した。エジプトは、国家が天然資源や生態系を共有している場合には特に、地域での調整が必要であるとテキストに記述すべきと主張し、民間部門の役割については公的支援の代用ではなく、補完的なものにすべきであると述べた。

サウジアラビアは、対応措置の影響に対する適応について言及するよう求め、CO2課税案などのような規制的な政策によって保護主義が台頭する恐れがあるとして懸念を表明した。アルジェリアは、悪影響への適応と対応措置には関連があり、別個に扱うべきではないと主張した。クウェートは、脆弱な国家のグループについて明記したセクションの中に、化石燃料に依存する国々についての記述を入れるよう求めた。ノルウェー、EU、日本は、対応措置は緩和の下で議論するべきだと述べた。

成果文書: 改訂交渉テキストには、41頁に及ぶ“適応に関する行動の強化”と称される適応に関する一章が含まれている。また、これには、一部に括弧書きを含むセクションの表題など、章の構成に関する構造上の諸提案が盛り込まれている。テキストには、提案された前文の文言とセクション、すなわち、目的、スコープと基本理念;適応行動の実施;実施の手段;リスク低減などの 同セクションの様々な構成の提案とともに、制度上の取り決め;モニタリング及び点検の行動と支援が盛り込まれている。これらの表題に係わる具体的な言葉遣いに関する提案に加え、特に、UNFCCCの役割を見出しにする提案もあった。

資金: 議長交渉テキスト草案 (FCCC/AWGLCA/2009/8) には、“資金供与、技術、及びキャパシティビルディングに関する活動の強化”という章が設けられている。資金に関するテキストの第1読は6月5日（金）のAWG-LCA非公式プレナリーで行われ、改正された章については第2読が6月11日（木）に完了した。詳しい討議は下記のウェブサイトを参照のこと。

(<http://www.iisd.ca/vol12/enb12415e.html>及び<http://www.iisd.ca/vol12/enb12420e.html>。)

多くの途上国が、次のニーズ: 既存のODAを上回る適応融資; 利用可能な資金源と必要な資金とのギャップを埋めること; 新たな追加的で予測可能な資金源; 付帯条件なしの簡素化アクセスに焦点を当てた。途上国の多くが、条約に基づく附属書II締約国の約束をテキストに反映させるよう要請した。

また、途上国は、民間部門と炭素市場は補完的な役割を担わなければならないとし、民間部門は予測可能な資金供給源とはいえないと述べ、公共融資の必要性について強調した。EUをはじめとするいくつかの先進国は、炭素市場以上の役割に係わるテキストの強化を求めた。ニュージーランドは、官民の資金面の役割について強調し、炭素市場の潜在的な役割について言及した。米国は、公共部門の資金拠出だけでは不十分との認識を求め、ガバナンスによって民間資金へのアクセスを改善できるか検討するよう示唆した。スイスは、十分に予測可能な資金源の源泉としてのCO2課税の役割について強調した。

ノルウェーが指摘した通り、排出枠の入札制に対して一部の支持があり、市場メカニズムに基づき、その利益の一部(SOP)を拡大する案にも支持があった。しかし、インドは条約の下でSOPについて議論することに反対を唱え、中国はSOP3-5%の引上げ案は高すぎるとの意見を述べた。メキシコは、民間部門ではなく各国政府が最大限に貢献し、各国の人口・排出量・支払い能力に基づいて、資金を拠出する“グリーン基金”を支持した。中国は、グリーン基金または世界気候変動基金に関するオプションの削除を提案した。ツバルは、国際運輸税や市場メカニズムに対する利益の一部(SOP)のようにAWG-LCAの下で整備しうるような、多様な資金源と革新的な融資制度の必要性を強調した。

アフリカ・グループは、COPの権限下で金融メカニズムを備えた衡平性ある管理体制が必要だと強調した。EUは、そうした役割の実施機関について論議する前に、機能を議論すべきだと提案した。オーストラリアは、民間からの資金の流れを円滑にするための制度的な調整ができる体制にする必要があると指摘した。ツバルは、緩和、REDD、適応、保険、技術という5つの窓口、さらにそれぞれに諮問パネルをもつ多国間気候変動基金を求めた。カナダは、議論を通して出てきた役割や原則論に基づいて制度的な調整を行うべきだとし、最も貧しく脆弱な人々のニーズを満たすことに専念すべきであると強調した。ガーナは、複数の融資窓口を備えた単一の金融メカニズムを求めた。遵守については、日本が、資金面からだけではなく、もっと広い文脈から議論すべきであり、最終成果文書の内容と形式の合意が成立した以後も討議すべき問題であると述べた。



成果文書改訂版交渉テキストには、“資金の供与と投資に関する行動の強化”に関する23頁の章が入り、その構成に対する様々な構造的な提案が盛り込まれている。また、章には、見出し（一部は括弧付きの見出しで、目的・スコープ・基本理念;資金の供与;複数の基金を含めた制度上の調整に関して、さまざまに提案された語句が含まれる。）が付けられている。

技術およびキャパシティビルディング: 議長交渉テキスト草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)には、“資金、技術、キャパシティビルディングに関する行動の強化”に関する章が盛り込まれている。技術とキャパシティビルディングに関するテキストの第1読は6月6日（土）、AWG-LCA非公式プレナリーで行われた。その後、改訂版テキストが、6月10日（水）に紹介され、第2読が実施された。詳細は下記サイト参照。 <http://www.iisd.ca/vol12/enb12416e.html>; 及び <http://www.iisd.ca/vol12/enb12419e.html>。

全般的意見として、多くの締約国が適応および緩和技術の移転を増加させる必要があると指摘していたが、実施手段と資金源については意見が分かれた。途上国の多くが、技術移転向けの公共融資の必要性を指摘。アフリカ・グループは、民間部門の関心が少ないことから、特に適応技術にとって公的資金が不可欠だと強調した。先進国の数カ国が、技術の開発・移転において民間投資への触媒作用が必要であると強調した。スイスは、この点に対する炭素市場の役割を強調した。

技術移転に係わる資金供給については、G-77/中国は、技術面の融資が新規、適量かつ予測可能で安定的なものであるべきと強調した。ブラジルは、融資への条件設定—特に協調融資メカニズムの活用—に反対した。

また、知的財産権（IPR）についての議論も行われた。一部の途上国は、IPR制度が効果的な技術移転の障害となっているとし、WTOの下での現行のIPR制度の変更もしくは一時停止を要請した。先進国は、IPR制度が技術移転を促進すると主張し、IPR制度のいかなる変更にも反対すると述べた。

実施メカニズムについては、EUが、技術移転と低炭素開発戦略との連携を構築することを要請する一方で、米国は、技術ベースの自主協定の活用を唱えた。パキスタンとメキシコは、技術移転の促進に対し自主協定は効果があるのかと疑義を表明した。技術の開発・移転の促進策として、国家戦略・行動計画の整備が、ノルウェーとスイスによって提唱された。アフリカ・グループは、国家戦略に係わる融資条件の設定に反対を唱えた。サウジアラビアは、炭素回収・

貯留(CCS)を含めるよう要求し、気候変動の影響と対応措置による影響を最小限に抑えるため、経済多角化が技術移転の目的のひとつであると指摘した。

また、多くの締約国が緩和と適応行動の強化策としてキャパシティビルディングの重要性を指摘した。

成果文書: 改訂版交渉テキストには、“技術の開発・移転に関する行動の強化”という章が含まれる。36頁にわたる同章には、その構成に関する構造的な提案ならびにセクション（項）ごとの見出しについての諸提案が盛り込まれている。目的、スコープ及び基本理念;技術の研究・開発・普及・移転 (RDDD) における先進国と途上国間の協力に関する促進政策;基金も含めた、制度的な取り決め等、見出しの一部には現状のままの括弧書きが残されている。キャパシティビルディングに関するセクションも含まれる。

緩和: BAPの緩和に関するテキストの中には、下記の小パラグラフが含まれる。:

- 1(b)(i) : 先進国による緩和
- 1(b)(ii) : 途上国による緩和
- 1(b)(iii) : 途上国における森林減少・劣化の削減+保全(REDD-プラス)
- 1(b)(iv) : セクター別アプローチ
- 1(b)(v) : 市場ベースのアプローチ
- 1(b)(vi) : 対応措置による影響

議長交渉テキスト草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)には“緩和に関する行動の強化”についての章が入り、BAPの緩和に関するパラグラフを反映した小見出しが付いている。BAPのパラグラフ1(b)(i-iii)に関するセクションの第1読は、6月6日（土）及び8日（月）に行われた。また、これらのパラグラフに関するテキストの第2読は、6月11日（木）に行われた。BAPの1(b)(iv-vi)パラグラフに関するテキストについての第1、第2合同の読み通しは6月11日（木）に行われた。詳しい議論の内容は: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12416e.html>;

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12417e.html>; 及び <http://www.iisd.ca/vol12/enb12420e.html>. 参照

緩和の章に関する**全般的意見**として、インドは、G-77/中国の立場から、基本理念と原則に関する前文を挿入させるとともに、緩和の強化は議定書に基づく附属書I国の義務に係わる法的立場や運用の継続に影響しないということを反映させるよう提案した。南アフリカは、アフリカ・グループの立場から、条約の実施強化に集中する必要があると強調した。いくつかの途上国が、



すべての先進国による法的拘束力を伴う排出削減目標の必要性を強調した。アフリカ・グループは、国内行動とオフセットの適切なバランスを検討するよう示唆した。

バルバドスは、AOSISの立場から、科学的な背景と危機意識を反映させる必要があると強調し、BAP及びAWG-KPの下での緩和の野心レベルは脆弱な国々にとって“深刻な影響”を与えることを強調した。ペルーは、コロンビア及びコスタリカを代表し、前文には緩和目標と適応コストに負の逆相関があることを明記すべきだと述べた。

米国は、すべての締約国のための緩和に関するセクションを盛り込むよう要請し、カナダは、すべての締約国に係わる共通の約束を再確認するとともに、すべての締約国による測定・報告・検証(MRV)に関する新たなセクションを追加することを提案した。日本は、自主的な国毎の緩和行動(NAMAs)では不十分であると強調しながら、先進国ならびに主要途上国の包括的な緩和の約束を求めた。オーストラリアは、AWG-KPの議論との関係を強調した。

先進国による緩和に関しては、論点となったのは、特に、努力の比較可能性、AWG-KPとの関係、先進国を定義する責任と基準について、である。

G-77/中国は、すべての附属書I国が2013-20年の経済圏全体の排出削減目標を表明し、法的拘束力を伴う約束を担わなければならないと強調した。AOSISは、附属書I国による努力の比較可能性が対応すべき中心課題であると指摘し、歴史的責任と能力を強調した。

いくつかの先進国は、AWG-KPの議論との連携を強調し、調和のとれた一貫性ある交渉を求めた。EUは、コペンハーゲンでの法的拘束力を有する数値目標設定の必要性を強調し、先進国の自主的な約束に関するオプションの削除を提案した。

日本は、議定書の締約国と非締約国の扱いを区別することに反対し、主要排出国による法的拘束力を伴った行動を支持した。スイスは、客観的かつ透明性ある基準に基づき先進国と途上国を分類するよう要請した。ノルウェーは、OECD加盟国および加盟候補国ならびに先進国同等の国内総生産(GDP)を有する国々は、法的拘束力を伴う数値目標を担うべきであると主張した。米国は、時間経過により変遷する各国状況に関するテキストを含めることを提案した。また、自国の提案をもっと明確に反映させるよう要請した。

メキシコは、法的拘束力を伴う緩和の約束または行動を採択するよう求められる国々は、附属書I国に限定すべきであると述べた。マレーシア、ブラジルをはじめとする国々も、条約と一致した文言を使用するよう要求し、“先進国”を定義するための基準への言及に反対の意を唱えた。



ブラジル、中国、サウジアラビア等は、前文で歴史的責任の考え方を強調することを提案したが、スイス、日本をはじめとする国々は、新たな原則の導入に反対した。ボリビアは、先進国の過剰な排出が大気圏を公平に利用する権利を途上国から奪っているとして、先進国の累積歴史的負債に基づき目標を設定すべきだと指摘した。

途上国による緩和に関しては、NAMAsの性質；途上国の行動と先進国の支援との関連；NAMA登録簿関連の諸提案；一国単独行動の認識；MRVについての議論が行われた。

コロンビアは、“NAMA”という概念を明確にする必要があるとし、各オプションに含まれる行動；行動に対する資金供給の方法；融資へのアクセス方法を定義しなければならないと指摘した。シンガポールは ユニラテラルなNAMAs；支援付きのNAMAs；炭素市場に関連のあるNAMAsの3つの小分類を提唱した。

EUは、低炭素社会への移行に向けて途上国にツールを提供するための最善策は、排出経路を提示したNAMAsを含む低炭素技術の開発戦略であると強調し、低炭素開発戦略は調整メカニズムと登録簿を通じて促進されると指摘した。日本は、NAMAsが義務的であること示す文言を提案し、NAMAsは先進国の支援を条件とするという文言に反対した。また、主要な途上国における原単位目標案を支持した。

フィリピンは、G-77/中国の立場から、NAMAsと先進国の約束は、その規模と法的性質の両面で、明らかに別個のものであることを強調した。また、技術と資金の移転に関する約束において、先進国の効果的な実施と途上国の行動が関係していると示す、条約の4条7項の実施の必要性を強調した。また、MRVは先進国による資金・技術・キャパシティビルディングの支援によって実現される行動にのみ適用されると指摘し、それらはMRVの対象であるべきだと述べた。さらに、途上国が自己資金を用いて実施する行動を国際的に認知する方策を見つけなければならないと述べた。

いくつかの途上国が、先進国の支援とNAMAsとの関連性を強調し、NAMAsへの支援は追加的なものとなると述べた。サウジアラビア、ガンビア、メキシコ、中国などは、NAMAsは自主的であるべきだと指摘した。中国は、各国の国情に基づく緩和行動を途上国が選択できる柔軟性が必要であると指摘した。インド、マレーシアなどは、条約と矛盾しない文言を使用する必要があると主張する一方で、“途上国”を定義する諸提案に反対を唱えた。インドはこれに対する文言の削除を提案し、低排出開発戦略への言及を盛り込むように提唱した。

スイスは、NAMAsに各国の能力の変化を反映させ、定量化できる結果につなげるべきだとし、先進途上国による行動はBAUからの測定可能な削減を生じる結果であるべきだと述べた。パキスタンは、“排出経路”や“ベースラインからの差”といった用語に対する懸念を示し、途上国の区分はAWG-LCAやBAPの作業と無関係であると述べた。また、前文には、経済成長と貧困撲滅が途上国の最優先課題であると明記するよう提案した。ボリビアは、先進国が資金と技術面の約束を遵守した後にはじめてNAMAsが実行されるのだと強調した。

ブラジルは、途上国による一国での行動を認識し、これはNAMAsではないとすることが重要であると強調した。メキシコは、すでに途上国が実施した多くの一国での行動を反映していないと述べた。

韓国は、NAMA登録簿に対する同国の提案を強調し、他の国々からの関連提案についても検討する意思があると表明した。中国は、今後の登録簿には行動と支援の両方を盛り込むべきであると述べた。パキスタンは、登録簿と支援・認定メカニズムに関するテキストについて更に作業する必要があると指摘した。ボリビアは登録簿が有用で必要なのか納得がいかないと述べた。

EU、ニュージーランドは、NAMAsからのオフセット創出に関するオプションが除外されないよう要請したが、ツバルはNAMAsを活用したオフセットに反対を唱えた。

スイスは、金融・技術支援または炭素クレジットから利益を受けたNAMAsは、COPの下で整備されるべき指針に沿って検証されなければならないと主張した。米国は、金融支援の強化を確保するには、MRVおよび個別の緩和ポテンシャルの特定を通じた国家戦略を理解することが重要であると指摘した。

ノルウェーは、国別GHGインベントリの毎年の作成・提出を提案しながら、各国のGHGインベントリの重要性を強調し、専門家の点検を確保すべきだと述べた。EUは、キャパシティビルディング・技術移転・資金の支援を受けた より多くのインベントリ；国家レベルのモニタリング；報告要件の強化；専門家の点検による支援を受けた検証などの必要性を強調した。

アフリカ・グループは、MRVが各国の事情を考慮し、報告の決定は国ごとにすべきであると主張した。中国をはじめとする国々は、MRVは支援を受けているNAMAsだけに適用されると強調し、支援についてMRVに係わるテキストを強化する必要があると言及した。アフリカ・グループは、資金とNAMA支援の両方についてMRVが重要であると強調した。パキスタンは、国別報告書から独立したMRVメカニズムを求めた。ガーナは、途上国に対する追加的な報告の要

望に対して反対を唱えた。バングラデシュは、LDCsにNAMAsの実施や国別報告書の定期的な提出を義務づけるべきではないと強調した。ツバルは、他の国々のものよりもユニラテラルなNAMAsには報告義務が少なくなるだろうと言及した。

REDD-プラスについて、フィリピンは、G-77/中国の立場から、REDDの活動が適切な資金および技術の支援を受けるべきであると強調した。南アフリカは、アフリカ・グループの立場から、森林だけに限定しない、幅広いREDDの範囲に支持を表明した。

EUは、REDD-プラスの行動と低炭素開発戦略との関連性を浮き彫りにした。また、野心的なレベルについて明確に言及することと、締約国がREDD政策を導入できる状況にし、必要なキャパシティを備えるよう担保することを求めた。

ニュージーランドは、REDDまたはREDD-プラスのメカニズム構築に関する条文を盛り込むとの案を支持し、範囲の定義や非永続性への対応策について定義するためのプロセスを求めた。ノルウェーは、段階的なアプローチを求め、EUの支持を得て、生物多様性のための保護条項を設ける必要があると強調した。

ブラジル、ボリビア、ツバルは、NAMAsとの関連でREDDに対処する案に賛同し、オフセットには反対した。インドは、トーゴの支持を得て、REDD-プラスの行動を明示的に定義する必要があると強調した。

ツバル、パラグアイ、ボリビアは、先住民の権利に関する国連宣言について言及するよう要請した。条約の下でREDDに対応するための包括的な枠組みの難しさを強調しつつ、ツバルは、需要側の要因による森林減少・劣化に対処する必要があると指摘した。メキシコは、REDD-プラスの行動のコベネフィットに関する文言の導入ならびに地元先住民コミュニティに対する利益分配への配慮に関する文言の導入を提案した。

パプアニューギニアは、森林以外の土地利用活動に対する言及を盛り込むことに反対を唱え、NAMAsにREDDを含めるという議論は時期尚早だと述べた。また、国内リーケッジの議論を制限するよう提案し、準国家レベルの算定に反対した。

米国は、排出につながるような森林及び土地に関する圧力を弱めるような行動を検討するようすべての締約国に奨励する文言をテキストに盛り込むべきだと主張した。また、人口増加や消費パターン、土地利用に係わる諸決定との動的な関係を鑑み、REDD-プラスのより広い視点をもつべきだと述べた。



日本は、持続可能な森林経営のコベネフィットを強調し、永続性の意味を明確にするよう求め、国家レベルの算定が必要であると述べた。コロンビアは、テキストには各国の状況を反映させ、柔軟性をもたせるべきであるとし、NAMAsおよびREDDは必ずしも“混合”しないと述べた。パナマは、パラグアイの支持を得て、排出削減策のひとつとしてREDD-プラスの重要性を反映させるよう、REDD-プラスとNAMAsは別個のものとしておくべきであると述べた。

パラグアイは、REDD-プラスの社会経済的な影響に対処するには、消費パターンと連動している、森林減少と排出の基本的な原因について考える必要があると述べた。

オーストラリアは、2013年以降の枠組みにおける森林炭素市場の構築を求め、さらに広い土地分野を対象としてREDD-プラスを拡充したいとの意欲について言及した。また、次の問題について支持を表明した。:自主的参加;透明で、単純でしっかりとしたMRV;取引コストを最小限に抑えるための効果的かつ効率的なガバナンス枠組み;気候以外の成果を支持するキャンペーンビルディング。

中国は、自主的参加を強調し、土地利用についての記載を削除するよう提案し、持続可能な開発との関係に留意するとともに、REDDをオフセットメカニズムにすべきではないと述べた。

実施手段については、アフリカ・グループ、ボリビア、エルサルバドル、パラグアイが、市場メカニズムに対して公的資金を活用する方が良いとの見解を示す一方で、インド、インドネシアは、市場および市場以外のアプローチの併用案を支持した。

パプアニューギニアは、複数の資金源による融資について強調し、市場ベースの排出削減は追加的なものとすべきであり、単純にオフセットメカニズムの一部とすべきではないと強調した。コロンビアは、先進国による即応体制のための資金に係わるMRVを支持し、REDD-プラス向けの資金に関する文言を強化し、資金源を具体的に特定しなければならないと述べた。

ツバルは、新たな新機軸の資金源を支持し、REDD向けに市場メカニズムを活用すれば、リーケッジや永続性、追加性に関連した諸問題を引き起こしかねないとして反対を唱えた。また、より広い気候変動基金においてREDDの融資窓口を設ける案を支持した。

米国は、緩和の項目の下に、より幅広くMRVの項目の中でMRVの要素の一部を盛り込むべきだと述べた。パプアニューギニアは、行動の検証についてはCOPの下で専門家レビューチームが実施すべきであり、支援の検証については先進国と途上国の代表が参加するテクニカルパネルが実施すべきだと述べ、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のガイドライン及び方法論の活用を支持した。

提案されているMRVによって生じたコスト増について触れながら、パラグアイは、こうした費用を補填するための約束を求め、COPの管理下に資金拠出メカニズムを設置する方が良いとの見解を示した。インドは、行動に係わるMRVは支援された行動に限定すべきであるとし、この二つは相互補完的なものであると強調しながら、支援に係わるMRVについて具体的に内容を詰めなければならないと述べた。

対応措置の経済社会的な影響については、サウジアラビアが、合同コンタクトグループ及びAWG-KPの下での関連作業の結果が出るまではセクション全体を保留にしておくという一部締約国からの構造的な提案に反対を唱えた。日本は、対応措置の経済社会的な影響に関する情報・経験・意見の共有に特化したフォーラムの創設案に反対を唱えた。ツバルは、低所得国、特に女性や子供への影響を重視するよう要請した。また、緩和が森林減少・劣化に寄与しないと担保するための政策措置が講じられるべきであると強調した。

市場を含めた緩和行動の費用対効果を向上するためのアプローチについては、EUが、議定書の下で整備された市場メカニズムとAWG-LCAの下で提唱されている市場メカニズムとの関係を考慮しつつ、いかに世界炭素市場を構築できるか共有ビジョンをもつよう求めた。日本は、先進国の数値目標に対するオフセットクレジットの供与を10%に制限することをめざす選択肢に対する留保を示した。ツバルは、AWG-LCAの作業は第2約束期間に向けて議定書を延長するための代替にすべきではないと強調しつつ、テキストの中に議定書の用語を使用することに懸念を示した。

協調的なセクトラル・アプローチ及びセクター別アプローチについて、G-77/中国は、セクター別の努力は附属書I国による法的拘束力を伴う緩和の約束に貢献はするが、代替するものではないとの意見を述べた。ツバルは、途上国による緩和については、セクター別の努力は“NAMAsツールボックス”の下で検討する方が良いと述べ、新たにセクター別のオフセットメカニズムを創設する案に釘を刺した。アルジェリアは、附属書I国と非附属書I国との相違を回避または弱体化するためにセクトラル・アプローチ及びセクター別の行動を使うべきではないと強調した。日本は、セクター別アプローチについて資金と技術のメカニズムを統合する案を支持し、排出削減を実現するための支援と行動に見合った、セクター別の諮問グループの設置を提唱した。

EU及びオーストラリアは、海運・航空部門に係わる国際的な行動の必要を強調した。オーストラリアは、以下を提案した。前出の部門ごとに設定された標示的な国際排出削減目標;UNFCCCの下で航空・海運由来の排出量に取り組むための新たな条約二つに関する交渉の開

始;及びCOP17での交渉決着、である。アルジェリアは、途上国の航空路に著しい制約を課すことへの懸念を表明し、そうした課税の免除やコスト増を招かず資金・技術的な支援提供を行うべきであると述べた。

ツバルは、AWG-KPの下で現在進行中のバンカー燃料油に関する作業の重視について言及しながら、融資の新たな資金源創出のため、バンカー燃料油に対する機会を強調した。

成果文書改訂版交渉テキストには“緩和に関する行動の強化”という82頁の章が含まれる。この章には、構造的な諸提案ならびにA～Eまでの見出しが並ぶ。セクションA及びBの見出しには、先進国および途上国による緩和に関して括弧付きの文言が入っている。セクションCはREDD-プラス、セクションDは協調的なセクトラル・アプローチ及びセクター別の行動について述べており、セクションEは緩和行動および市場メカニズムの費用対効果の強化に関する括弧付きの文言が盛り込まれている。

共有ビジョン: 議長交渉テキスト草案 (FCCC/AWGLCA/2009/8)には“長期的な協力行動のための共有ビジョン”に関する章が設けられている。6月12日(金)には、長期的な協力行動のための共有ビジョンについて参加者が全般的な意見を表明、また第1、第2合同通読会の中で改訂版交渉テキスト案に関する意見交換が行われた。

多くの参加者からは、共有ビジョンに求めるものとして:長期的な目標を盛り込んだ意欲的で野心的なビジョンと気候変動への取組みの緊急性を反映させること;条約の目的を指針とすること;共通だが差異ある責任への配慮;健全なる科学を踏まえること等が挙げられた。また、共有ビジョンにはBAPの4つの構成要素をすべて反映すべきだとの声が多かった。

フィリピンは、G-77/中国の立場から、共有ビジョンは条約にすでに反映されており、議定書の中でさらに強化されていると述べた。また、緩和と適応を実現・支援するための資金・技術面での実施に係わるギャップを強調し、これを対等に扱うべきであると述べた。

アンティグア・バーブーダは、AOSISの立場から、共有ビジョンは、野心的かつ具体的で測定可能な長期目標を含み、SIDSやLDCsに対するマイナスの影響の最小化を長期目標の妥当性を評価するためのベンチマークの1つとすべきであると述べた。また、安定化濃度は350ppm未満、温度上昇は1.5°C未満へと抑制するよう求めた。

EUは、気候の危機に対処するために地球社会があるべき姿について“説得力ある最重要な物語”を求め、温度上昇幅2°C未満という目標や今世紀半ばまでに90年比排出量の半減というグローバルな目標、2020年までに排出量をピークアウトさせるというニーズ等を盛り込んだ、実行

可能で具体的な長期目標の必要性を強調した。韓国は、2050年までに排出量50%削減というグローバルな目標案を支持し、低炭素社会に移行するためのパラダイム・シフトを求めた。

インドは、排出削減に向けたグローバルな目標は、緩和、適応、資金・技術に関する行動の強化と切り離して対処することはできないとし、同時に連続的に取り組むべきであると述べた。また、安定化については、温室効果ガスの濃度も温度上昇のどちらも、持続可能な開発を実現する上で、途上国に必要とされる地球大気資源の公平分配の問題と密接に関連していると述べた。

日本は、共有のビジョンは全世界で共有すべきものであるとし、すべての国に対して、共通するが差異ある責任に従って、啓蒙された連帯意識をもって緩和行動を講じるよう要請した。また、共有のビジョンは長期目標を取り上げるべきであるとし、中期目標や附属書I国の総量については、緩和のセクションに盛り込むべきであると述べた。さらに、排出量を10-20年以内にピークアウトさせ、低炭素社会を構築し、抜本的な技術開発を行うことを強調した。

パキスタンは、炭素空間の衡平かつ公正な分担という共有ビジョンを強調し、長期協力行動は利用可能な最善の科学的な証拠を指針とすべきであると述べた。イランは、予防原則の重要性を指摘した。ノルウェーは、短中期的な目標は科学に準拠して設定すべきであるとし、2050年までに50%削減するためには消費や生活パターンの変革が必要であると述べた。

中国は、2020年までに90年比40%減という先進国向けの中期目標について強調した。また、長期目標は、適切な技術、資金、キャパシティビルディングによって支持・実現される健全なる科学と、経済・技術的な実現可能性、大気圏の公平分配に基づくべきだと強調した。ニュージーランドは、共有ビジョンは、政治的意志を簡潔に示した声明のかたちにするべきであると、排出削減には非常に明瞭な長期目標が必要だと強調した。

米国は、共有のビジョンはインスピレーション的であり、世界が目指すべきゴールを盛り込むべきであるとし、低炭素の未来を実現するために国家および国際レベルでの包括戦略が重要であると強調した。また、テキスト中のアイデアの多くが、特に、より長期のビジョンとは関係のない、閣僚級の声明またはCOP決定という文脈にあることが、より妥当であるかもしれないと述べた。排出削減のためのグローバルな長期目標を支持し、測定基準は未だにオープンで未解決であると述べた。また、目標については、運用面を重視するよりも大志を掲げるものとすべきであると指摘し、中期目標についての記載は緩和の項目の下に置くべきであると述べた。



インドネシアは、共有のビジョンには、途上国のニーズを勘案しつつ、排出削減だけではなく、適応、資金、技術を通じた地球規模の目標の定義のしかたに関する統合的なアプローチが求められるのだと述べた。また、持続可能な沿岸部および海洋の生態系が必要だと強調し、海洋および気候変動に関する諸提案を歓迎した。

南アフリカは、アフリカ・グループの立場から、資金、キャパシティビルディング、技術面の支援を含め、実施に係わる新しい予測可能な手段が早急に必要であると強調した。また、長期目標は、健全なる科学をベースにした野心的な中期目標によって裏打ちされるものでなければならないと述べた。オーストラリアは、最も脆弱な国々を支援するため適応を活性化させながら、CO₂換算450ppm以下の安定化濃度、2020年までに排出量ピークアウトのための明確な道程を支持した。また、先進国による強力な行動は途上国に自信を与えることになると述べた。

ウガンダは、LDCsの立場から、共有のビジョンは、大志を掲げ、すべての締約国および全世界の人々に指針を与えるものとすべきであると述べた。また、以下の案:安定化水準1.5°C以下;LDCsを含めた全ての国の参加;共有のビジョンの中に時間と緊急性の要素を反映させる必要性;気候変動の影響に適応するための具体的かつ実践的な行動を支持した。

アイスランドは、各国閣僚による、明瞭、簡潔で、分かりやすく、自立を促す共有のビジョンを求めた。また、それが気候変動の緊急性に関して適切な助言を示すべきであると、産業革命前の水準から温度上昇幅を2°C以内に抑制、2020年までに25-40%という中期目標を支持すると述べた。

スイスは、共有のビジョンに緊急性を求めるべきだとし、中・長期の目標を統合することが必要だと述べた。また、温度上昇幅2°C未満への抑制に関する文言のように、低排出技術の開発経路に至るためのパラダイム・シフトに関する文言をテキストに反映させるべきだと述べた。さらに土地利用および持続可能な開発、緩和・適応との間の関連性を反映させながら、特に食糧安全保障と貧困撲滅についての文脈の中で、農業について言及するよう要請した。

マーシャル諸島は、最も脆弱な国々、特にSIDSが直面している生存権の課題や、世代間の公平性、国家の責任について記載する案を支持した。また、利用可能な最善の科学と予防原則の活用を強調し、IPCC第4次評価報告書（AR4）を踏まえ、海拔の低い環礁国にとって現実的で深刻な脅威が存在していると述べた。また、そうした国々が主権国家として生き残れるかどうかは、会議場の交渉官の手に委ねられているのだと述べた。ブラジルは、歴史的責任や公平性、



共通するが差異のある責任、持続可能な開発や経済成長、貧困撲滅のためのニーズ等を考慮しながら、意欲的な参照基準としての長期目標を支持した。

パラグアイは、生物多様性や先住民族や現地住民のコミュニティが、不都合な状況下の適応を促進できるものだと指摘し、その役割の重要性を反映させるよう求めた。また、現在の経済モデルの再考が必要であると強調した。

バングラデシュは、GHG濃度を350 ppm未満に安定化させるという意欲を入れることが必要だと指摘した。サウジアラビアは、歴史的責任と負担分担の原則を含めることを強調した。ポリビアは、気候と歴史的排出量の負債という点で、先進国に焦点を当てるべきだと述べた。

成果文書: 改訂版交渉テキストには、“長期的協力行動のための共有のビジョン”に関する18頁の章が入っており、その中に共有のビジョン、また前文の文言案や運用面に関するパラグラフについても、どのように表現すべきか様々な語句が盛り込まれている。

その他の問題: 成果文書の法的形式: 6月4日(火)-5日(水)、Zammit Cutajar議長によりAWG-LCAの成果文書の法的形式に関する非公式協議が行われた。COP決議とその法的性質;議定書のための諸提案;実施する合意の法的性質などを含め、様々な選択肢や関連する諸問題についての討議が行われた。

いくつかの締約国が、法的形式に関する議論は時期尚早だとし、COP 15まで先送りすべきだと主張していた。また、BAPの中の文言がAWG-LCAが法的な成果文書の検討や新議定書の交渉を除外するものかどうか、また、それがAWG-LCAの成果をCOP決議に付すことを制限するものかどうかという点で様々な見解が出された。成果文書は、1つのCOP決議または幾つかのCOP決定書という形にすべきだとの提案や、コペンハーゲンで法的拘束力を伴う法律文書を出すよう求める声もあった。

一部の締約国は、“その形式は機能を伴うべきであり”、全ての選択肢を審議してコペンハーゲンでの実質的な成果を踏まえて法的形式を決定すべきだと主張した。

6月1日のAWG-LCA開会プレナリーでは、条約17条(議定書)に従って、事務局より、日本が提案している、条約の議定書案(FCCC/CP/2009/3)についての情報が伝達された。また、同会合では、実施合意案(FCCC/CP/2009/7)について、同様のリクエストが次の4ヶ国: ツバル(FCCC/CP/2009/4);オーストラリア(FCCC/CP/2009/5);コスタリカ(FCCC/CP/2009/6);米国から寄せられた。新たな法律文書案は、COP 15暫定議題の中の議定書案の検討に関する項目の下に記載され、交渉テキストについては、AWG-LCAの下別のプロセスで検討されるという点



を事務局が明らかにした。成果文書の法的形式に関する議論は、その後のAWG-LCAセッションでも継続して行われた。

今後の作業のための組織: AWG-LCA議長は、今後の作業のための組織に関して非公式協議を開催した。議長は、6月12日（金）のAWG-LCA閉会プレナリーでの成果文書について報告しながら、8月からAWG-LCAが5つの非公式グループに特徴づけられる第3期へと移行すると説明した。そのうち、全ての締約国とオブザーバーに公開されるのは、どの時期においても一度だけ開催予定となっている2グループだけであり、関連事項が同時に取り上げられることのないよう努力すると述べた。また、さらに、確認されているように、成果文書の法的様式やその他の課題に関する非公式協議を行う計画であるとし、非公式プレナリー及び可能な限り非公式協議の会合でも、その解釈について説明すると述べた。

その後、一部の締約国から8月の会合前の非公式会合用に出された提案について、議長から言及があった。そうしたセッションは、会合前のグループ調整となじまない可能性があるといくつかの締約国が懸念を示し、そうしたイベントが最終的な成果文書を予断するものではないと指摘した。インドは、そうしたイベントはAWG-LCAのマンドートの枠を超えるととして反対の意を示した。一方、米国は、各国のポジションを理解し合うために良い機会であるとして賛成の意を表明した。

閉会プレナリー: AWG-LCA閉会プレナリーが6月12日（金）に開催され、会合報告書 (FCCC/AWGLCA/2009/L.3)が採択された。SBSTAのHelen Plume議長（ニュージーランド）からは、REDDに関するSBSTAの作業を含め、関連するSBSTA及びSBIの結論書についての報告があった。

国際海事機関(IMO)からは、現在行われている関連作業について報告があり、海洋環境保護委員会(MEPC)の次回会合について焦点をあて、国際課税を原資とした海運由来の排出量取引制度や船舶由来排出量の国際補償基金といった市場ベースの排出削減策について、さらに検討する予定であると伝えた。また、7月に採択予定の規制法案は、IMOが国際海運由来の排出規制のために必要な国際的な枠組みを整備する能力と用意があることの証左であると述べた。サウジアラビアは、バンカー燃料油問題への対応にはSBSTAを通じた確立した手続きがあるとし、これらの問題について、IMOおよび国際民間航空機関(ICAO)が今後も報告することに対しては、慎重に扱うべき問題だとして、反対を唱えた。スーダン、G-77/中国の立場から、AWG-LCAのプロセスが、オープンで透明性をもった、締約国主導型の包括的なプロセスであり続けるべ

きであり、BAPのマンデート通りに、条約の完全かつ効果的で持続的な実施にのみ専念すべきであると述べた。また、すべての文書を国連公用語である6カ国語に翻訳するよう要請し、プロセスの急な進展にあわせて、各国の共通見解を調整するという課題を浮き彫りにした。

200頁の交渉テキストについて、バルバドスは、AOSISの立場から、交渉のペースに対する懸念を示し、今後のセッションでスピードの大幅な加速とバランスのとれた時間配分を行うことを求めた。また、縮めの言葉として、気候変動という課題への対応に“遅れることのなきよう” 締約国に要請した。

レソトは、LDCsのために、約束をあらたに交渉に取り組み、最も脆弱な国々の生活を保証するよう要請した。アルジェリアは、アフリカ・グループの立場から、集中的な作業の強化、透明性、及びすべての政府代表を審議に加える必要などがあると強調した。また、作業構成に関する情報提供と公用語6言語への翻訳の速やかな実施を強調した。

EUは、これまでの進展を歓迎し、このテキストが今や“我々のもの”となったとし、至急、交渉スピードを速める必要があると強調した。また、テキストは、消化しやすい分量に減らし、さらにまとめていく必要があると述べた。

コスタリカは、2020年までの炭素中立度に関する同国の国家目標を強調し、高排出の経路から早く離脱すればする程、実現が容易になるとして、他の締約国も野心的でビジョンのある数値目標の設定に加わるよう求めた。

ボリビアは、先住民族の代表者に発言権を与え、先祖代々の知識との意思伝達経路が分断されつつある点など、先住民がすでに気候変動の影響を感じていることを伝え、締約国には将来世代について考えるよう求めた。

バングラデシュは、すべての締約国による“大きな量的飛躍”をして、この難局にあたり、コペンハーゲンで野心的な協定を取りつけられるよう求めた。

Zammit Cutajar議長は、事務局と通訳者に対して謝意をあらわし、コペンハーゲンで良い結果が得られるよう“風が吹いてほしい”との希望を述べた。午後1時43分、槌を打つ音で閉会が告げられた。

「京都議定書の下での附属書1国のさらなる約束に関する特別作業部会」(AWG-KP)

AWG-KP John Ashe議長(アンティグア・バーブーダ)により、AWG-KP 8は6月1日(月)、開会した。コペンハーゲンでの採択に向けて提案されている議定書の改正案については、6ヶ月ルールを強調しつつ、2009年6月17日までに連絡しておく必要であるとの確認があった。議題およ



び作業構成 (FCCC/KP/AWG/2009/6)が採択された。スーダン、G-77/中国の立場から、AWG-KP作業計画に基づく道程表の完了に向けて、“進展が極めて遅い”ことに懸念を示した。グレナダは、AOSISの立場から、これまでに附属書I国が提示した一方的な数値目標は 気温上昇2°C未満への抑制に向けた“実質的な可能性は皆無”であるとし、附属書I国においては、2020年までに1990年水準比で45%、2050年までに90%以上の削減幅を求めた。

ベネズエラは、柔軟性メカニズムの検討は、AWG-KPのマンデートを超えていると主張した。マレーシアは、その他の問題は後で検討することにして、議定書附属書Bの改正に専念すべきだと主張したが、ツバルは、収益の一部負担の拡大といった問題に対応する必要があると強調した。コロンビアは、共同実施 (JI) および排出量取引 (ET) に対する収益の拡大案を支持した。

EUは、AWG-KPのマンデートは、附属書I国のさらなる約束に影響を与えるような課題のすべてを議論することを認めていると強調した。スイス、環境十全性グループは、京都議定書の全般的な改善について議論することが重要であると強調した。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、附属書I国のさらなる約束やその他の問題に関するテキストをパッケージとして検討すべきだと述べた、

EUや環境十全性グループなどは、AWG-LCAとの連携が必要だと強調した。日本は、すべての主要経済国による緩和を求め、単純な議定書の改正はコペンハーゲンで受け入れがたい成果となると主張した。ロシアは、現行の議定書は“公平で包括的な合意ではない”とし、2つのAWGの統合と、条約に基づくコペンハーゲン単一合意を求めた。開会のステートメント等の詳しい情報入手先：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12411e.html>。

附属書I国のさらなる約束:この項目には、京都議定書3条9項 (附属書I国の約束) に基づく議定書改正案に関する小項目やAWG-KP作業計画に概要が示されたその他の問題に関する小項目が含まれている。本件については、まず6月1日のAWG-KP開会プレナリーで審議され、そこで2つの小項目を一緒に取り上げることになった。

Ashe議長からは関連文書 (FCCC/KP/AWG/2009/5,7,8;FCCC/KP/AWG/2009/MISC.8及びAdd.1;FCCC/KP/AWG/2009/MISC.9及びAdd.1-2; FCCC/KP/AWG/2009/MISC.10; FCCC/KP/AWG/2009/MISC.11及びAdd. 1; FCCC/KP/AWG/2008/8)についての紹介があった。

下記の3つのコンタクトグループの発足が、締約国によって合意された。

- 附属書I国のさらなる排出削減 (AWG-KP作業計画パラグラフ49(a), (b))。

共同議長: Leon Charles (グレナダ) 及び Gertraud Wollansky (オーストリア)

- その他の問題(AWG-KP作業計画パラグラフ 49(c))。

議長: AWG-KP副議長 Harald Dovland (ノルウェー)

- 法的問題。共同議長: Sandea De Wet (南アフリカ) 及び Gerhard Loibl (オーストリア)

法的問題グループについては、他の2つのコンタクトグループによって付託された問題についてのみ検討するという事で締約国の合意を受けた。

ボリビアは、排出削減目標と法的問題の重要性を反映した時間配分を求めた。

AWG-KP 7で要請された通り、AWG-KPのAshe議長は、本会合向けに二つの文書を用意した。

すなわち、3条9項に基づく議定書改正案(FCCC/KP/AWG/2009/7); AWG-KP作業計画

(FCCC/KP/AWG/2008/8)に記載された問題についてのテキスト(FCCC/KP/AWG/2009/8)である。

これらの“その他の問題”には、以下のテーマ: 柔軟性メカニズム; LULUCF; 温室効果ガス、業種、排出源の分類; 人為起源の排出量・吸収源除去量のCO₂換算共通測定基準; 方法論およびその他の問題が含まれている。

会合中、すべての提案内容を盛り込みつつ文書を整理するべく、コンタクトグループによる作業が行われた。その結果として出てきた文書をどのような形で進めていくかという点についてAWG-KPのAshe議長による非公式協議で討議された。京都議定書20条2項及び21条3項によると、議定書および附属書改正案は、採択をめざす会議の6ヶ月前に、事務局を通じて各締約国に伝達されなければならない。したがって、COP/MOP 5閉会プレナリーまでに採択をめざす議定書改正のための提案の最終伝達期限は、2009年6月17日ということになる。

一部締約国からは、この2つの文書を土台に議定書改正案に関するテキストを作成するという権限をAWG-KP議長に付与する方がいいという意見が出たようで、6ヶ月ルールを守ってテキストを配布するよう事務局へ要請があった。しかしながら、そうした要望に対して、コンセンサスを得るには至らず、結局「AWG-KP議長が作成した文書は、議定書20条2項及び21条3項に則り、事務局から締約国に伝達される議定書改正に向けた今後のテキストを“構成するものではない”と明記することで合意がなされた。

AWG-KPの閉会プレナリー中には、オーストラリア、ツバル、コロンビア、EU、ブラジル等の数カ国及び締約国グループが、途上国37ヶ国を代表して、この6ヶ月ルールに従って、議定書改正案を「すでに提出済み」または「提出予定」であると示唆した。

また、AWG-KP8の作業を踏まえ、AWG-KP議長が“文書化”を行うということが合意された。附属書I国の排出削減及び“その他の問題”に関連してAWG-KP 8で作成されたノンペーパーを元に、そうした文書化作業が行われると予想される。こうした問題についての議論の詳細は、下記に総括して記す。

AWG-KP 結論書: 結論書 (FCCC/KP/AWG/2009/L.10)で、AWG-KPは、特に、2009年8月の非公式会合では、附属書I国の排出削減総量、各国または共同での削減量、及びその他の問題に関する議論を継続するという合意があった。また、2009年8月の非公式会合までに、AWG-KP8で議論されたLULUCFの取扱いに関するオプションによる影響面について締約国の理解を促すための情報やデータの必要性に関する見解を提出することを奨励している。

さらに、AWG-KPは、AWG-KPの議長に対し、議長個人の責任で、AWG-KP 8の作業を踏まえ、交渉の円滑化のため、下記の“文書化”を行うよう促している。:

- 3条9項に基づく議定書改正案
- その他の議定書改正案
- AWG-KP作業計画パラグラフ49(c)に記載された、その他の問題に関する決定書案

AWG-KPは、こうした文書化によって、締約国の諸提案や見解、議論が完全な形で反映されるべきであり; AWG-KPの成果文書の内容を予断することなく; AWG-KPの今後の作業に関する結果、形式または構成についての締約国間のコンセンサス、ならびにCOP/MOP 5でのそれらの採択を反映するものでもなく; 議定書20条2項及び21条3項に則って締約国に伝達されるべき議定書の改正案用のテキストを構成するものでもない、と認識する。

また、AWG-KP 作業計画の性質に沿って、AWG-KP がこの文書の検討を繰り返し行うべきであるということで意見の一致が見られ、これらの各会合や 2009 年 8 月の非公式会合における締約国間の議論を生かして AWG-KP 議長に各会合の文書を見直すよう要請した。AWG-KP は、それらの修正文書や、締約国から今後提起される関連意見書などについて AWG-KP 9 で検討するという合意しており、少なくとも同会合の 3 週間前までに修正文書が事務局で利用できるようにすることを要請している。

附属書I排出削減量: 附属書I諸国による更なる約束の問題は、6月1日のプレナリーで議論され、その後コンタクトグループ会合ならびに非公式協議において、附属書I排出削減量の小項目が検討された。別段、結論書が採択されることはなかった。

6月12日金曜日、AWG-KPの閉会プレナリーで、共同議長のCharlesは、議論の結果として3件のノンペーパーが作成されたと報告した: 共同議長作成のノンペーパー2件は、議定書附属書Bおよび議



定書3条の改定に関する各締約国の見解をまとめたもの、事務局のノンペーパーは、締約国が提出した個別目標の可能性に関する情報をまとめたものである。

AWG-KPは、2009年の作業計画（FCCC/KP/AWG/2008/8）において、2013年以降の附属書I国排出削減量の全体規模に関する結論書をAWG-KP 7で採択し、AWG-KP 8において排出削減量全体に対する附属書I締約国の個別または共同での寄与分に関する結論書を採択することで合意した。

AWG-KP 7においては、全体規模に関する意見の一致に達しなかったことから、締約国は、この問題をAWG-KP 8の「中心議題」とすべきことで合意した。このため、排出削減量の全体規模ならびに個別または共同での寄与分がコンタクトグループの2つの主要課題となった。またコンタクトグループは、約束期間の長さや数、基本年など関連する他の問題についても議論した。

日本は、議定書の非締約国である米国の参加がなければ、附属書I国全体の排出削減量に関する議論はまとまらないと指摘した。日本、オーストラリア、ロシア連邦、ベラルーシ、EU、その他多くの先進国がAWG-LCAでの緩和の議論とのつながりを強調した。

附属書I締約国全体の排出削減量に関し、EUは、2020年までに1990年比で30%の全体削減量とすることを支持した。同代表は、この提案された目標は地球平均気温の上昇を2°C以下に抑える確率が50%あるとのモデル結果に基づくものであると説明、濃度が500 ppmを超える可能性はあるが、今世紀後半には450 ppmにまで下がることを明らかにした。また同代表は、この目標ではクリーン開発メカニズム（CDM）の継続を想定しているが、LULUCFは考えに入れていないと述べた。

ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言、全ての附属書I諸国が2020年までに1990年比で45%削減するとの全体削減量目標を提案、これには非附属書I諸国がBAUから大きく離脱し、森林減少のレベルを相当程度削減することが含まれると述べた。同代表は、この目標は地球平均気温の上昇を2°C以下に抑え、究極的には1.5°C以下に抑えるとの目標に基づくものであり、2°Cを超える確率が25%以下になると説明した。

このほか全体削減量を「X%」とするとの提案も議論され、カナダは、一部の附属書I諸国がAWG-KPの議論に加わっていないという事実がこの提案の背景にあることを明言した。

日本は、京都議定書に代わる新たな議定書または京都議定書の大幅な改定という自国の提案について説明した。同代表は、全ての主要排出国が参加する必要性を強調した。同代表は、2050年までに世界の排出量を50%削減することが目標であり、先進国は排出削減目標策定の先頭を切るべきであり、途上国は緩和行動を行うことで寄与するべきであり、これには原単位目標方式もありうると

述べた。ブラジルとボリビアは、新しい議定書の導入には15年くらいかかる可能性があると主張した。

南アフリカとフィリピンは、附属書I国削減量の全体規模を2020年までに1990年比40%減とするよう提案した。南アフリカは、この目標にはオフセットは含まれておらず、国内行動だけであると説明した。スイスは、締約国が既にAWG-KP 5において、附属書I締約国の削減目標達成のため、柔軟性メカニズムの継続利用が可能であることで合意したと指摘した。

ノルウェーは、2020年までに1990年比30%減という自国の提案した削減目標では、オフセットメカニズムの利用が含まれていると指摘、ただし目標の3分の2を国内行動で達成することを強調した。

インドは、附属書I締約国の約束は、「歴史的な責任の排出量」に基づき計算されるべきであり、これは附属書I国全体の削減量を、2020年までに1990年比で79.2%減とすることに相当すると述べた。EUは、歴史的責任という概念に疑問を呈し、これは条約の基本ではないと発言した。

EU、ノルウェー、オーストラリア、その他はそれぞれの提案が全ての先進国に適用されるものであると明言し、AOSIS、フィリピン、南アフリカは、自国の提案が議定書の締約国と議定書の非締約国を区別することなく、全ての附属書I諸国を対象範囲とすると特定した。

フィリピンは、附属書I締約国共同の提出文書（FCCC/KP/AWG/2009/MISC.8）の中で提案されている個別目標の集計が行われたかどうか問うた。オーストラリアは、目標の集計を行ったと発言したが、数値を提供することは拒否し、共同目標の集計をするだけで他の締約国の立場で発言することはできないと主張した。AOSISは、数値を集計したとして、その数値は2020年までに1990年比でLULUCF抜きでは9-14%、LULUCFを入れると8-13%の削減とする最新の全体値を示した。

事務局は、締約国数カ国の要請を受け、一部の附属書I締約国が提案している排出削減目標をまとめ、集計するノンペーパーを作成した。このノンペーパーでは、LULUCFを除き、森林減少を含める場合には2020年までで1990年比の17-26%削減、LULUCFを含める場合には16-24%の削減範囲を示している。

その後議論は、次の項目に関する問題が中心となった：**約束期間**の長さの数；その開始日；約束期間（単数または複数）に関する目標の策定方法。約束期間の数と長さに関し、いくつかの締約国は、2014年に完成予定のIPCC第5次評価報告書など、新しい科学に則り約束を評価する必要があると主張した。また一部の締約国は、約束の遵守を定期的に評価する必要があると指摘した。

基本年または基本期間の設定に関し、南アフリカはG-77/中国の立場で発言、EU、スイス、ノルウェー、韓国、AOSISとともに、基本年として1990年を保持することを支持した。ロシア連邦も1990

年案を支持したが、1990年を一つとする多数の基本年とすることも受け入れ可能だと付け加えた。カナダは、より近い参照年度利用を提案した。ニュージーランドは、1990年を基本年とすることを支持したが、各締約国の努力を反映させ、人口の変化にも対応するには、より近い参照年度も含めるべきだと付け加えた。日本は、1990年では一部の国に有利となるとし、約束を絶対幅で表現することを支持、これならば基本年の問題を回避できると主張した。AOSISは、多数の基本年にすると混乱すると発言、第1約束期間からの約束を附属書Bに保持すべきだと述べ、オーストラリアとニュージーランドもこれを支持した。タイは、附属書Bに一人当たり排出量の欄を加えるよう提案した。

コンタクトグループで議論した主題のうち最後のものは**附属書I締約国の個別目標**であった。いくつかの先進国は、附属書I締約国の個別目標策定に特定の方式を用いることに反対し、個別目標策定時に考慮に入れる必要がある要素をいくつか挙げた、この中には次のものが含まれた：能力、緩和ポテンシャル、過去および現在の実績と取った行動、人口の動向、遵守コスト、各国の相対的な富、排出量の歴史的な責任および現在の責任。南アフリカは、個別目標の情報を得るため基準に基づく手法をとり、その後この個別目標で合意する方式を提案、中国、インド、その他もこれを支持した。また科学に基づく目標設定の必要性を強調、排出削減量の全体範囲について合意することを求め、附属書I締約国がこれまでに行った約束に基づき計算された排出削減量の全体範囲は科学的に求められる排出削減量規模をはるかに下回っていると主張した。

南アフリカは、自国の提案する附属書I国の個別目標について説明し、この提案は、附属書I諸国の削減量全体範囲を2020年までに1990年比で40%減とすることを基本としたものだと述べた。同代表は、この全体目標を各附属書I諸国の責任と能力に基づき配分したと述べた。フィリピンも提案を提示、南アフリカと同様な方法論と基準を用いたが、基本となる全体目標値が異なっていると説明した。同代表は、次の数値を用いたと述べた：2013-2017年の第2約束期間では附属書I諸国の全体削減量を30%、2018-2022年の第3約束期間の全体削減量は50%。

この会議において、共同議長は、コンタクトグループでの議論の成果を示すことを目的とするノンペーパーを作成、これには議定書改定に関するAWG-KP議長の文書（FCCC/KP/AWG/2009/7）に記載するオプションの改定版も盛り込まれた。締約国はこのノンペーパーについて議論し、次の問題に注目した：ノンペーパーの位置づけ、6カ月規則に則りCOP/MOP 5に送られる可能性がある交渉文書との関係、締約国自体が提案するもの以外の各附属書I締約国の個別目標を文書に記載することが適切かどうか。途上国は、ペーパーの中に個別目標の提案を盛り込む必要があると主張したが、

多くの先進国はこれに反対した。締約国は、共同議長が2つのノンペーパーを作成すると決議し、この問題を解決した。全体的には、3つのノンペーパー作成という結果となった：議定書附属書Bおよび議定書3条の改定に関する各締約国の見解をまとめた共同議長のノンペーパー2件と、締約国が提出した個別目標の可能性に関する情報をまとめた事務局のノンペーパーである。

AWG-KPの閉会プレナリーで、Third World Networkは環境NGOの立場で発言、先進国がそれぞれの気候面での債務を増やすのではなく、歴史的な責任を尊重するよう求めた。同代表は、原則に基づく手法こそ、附属書I締約国の削減目標を公平かつ恣意的でない形で決定する唯一の方法であると述べ、附属書I締約国に対し十分な範囲の削減を求めた。また同代表は、一部の附属書I諸国が「京都議定書を殺している」とし、そのようなことはやめるよう求めた。持続可能な発展のための世界経済人会議はビジネスおよび産業界NGOの立場で発言、締約国が引き続きビジネス社会と協力するよう提案し、新しいメカニズムの設計においても直接かつ忍耐強く協議を続けるよう求めた。

その他の問題：「その他の問題」に関するコンタクトグループのマンドートは、AWG-KP作業計画（FCCC/KP/AWG/2008/8）の49(c)項に示す問題を議論することであった。

締約国は、この会合でLULUCFに焦点を当て、Bryan Smith（ニュージーランド）とMarcelo Rocha（ブラジル）が共同議長を務める「スピノフ」グループを結成することで合意した。EU、カナダ、コロンビア、パナマなど一部の諸国は、柔軟性メカニズムを議論する必要があると主張した。

LULUCFスピノフグループの参加者は、共同議長が議長文書（FCCC/KP/AWG/2009/8）に記載する提案および他の締約国提案書の両方をまとめたノンペーパーを作成することで合意した。締約国はこの新たなノンペーパーを用いて議論を進め、湿地、自然のかく乱要素、非永久性、棒グラフ算定方式、伐採木材製品（HWP）に焦点を当てた。

湿地に関し、いくつかの国から排出源と吸収源に関する表現の対称性を図る必要性が指摘された。2つの国が、泥炭地は、湿地の小項目であると指摘、泥炭地での算定は可能だが、その方法論は湿地全般の算定には十分とは言えない可能性があるとして指摘した。1つの国は、温室効果ガス（GHG）排出量や除去量ではなく炭素貯留量の変化に注目することを提案、CO₂以外のGHGs算定における方法論の問題点を指摘した。これらの問題に関する文章は、意見の食い違いを示すため、括弧書きを残すこととなった。

また締約国は、自然のかく乱要素と非永久性とのつながりについても議論した。この二つの問題に関し、ある先進国は、抜け穴がないようにする必要があると主張、非永久性や棚ぼた式利益を扱う手法としてディスカウント方式を指摘した。しかし、1つの途上国は、非永久性を扱う上でのディ



スカウント方式の能力に疑念を表した。先進国グループは、「全体並行方式 (parallel universe)」の算定は回避する必要があると主張した。

棒グラフ式算定方法に関し、EUは、この提案について説明、棒・帯方式は、年間の変動も円滑に算定できると指摘した。一部の途上国は、棒の設定には時間がかかるうえ、キャップは棒よりも上部にある必要があるとして懸念を表明した。一部の締約国は、各国の棒の設定方法を評価するため、データの提出を求めることが有用であると指摘した。

HWPに関し、締約国は、文章をなめらかなものにするため、会議室の外で主に議論し、5つのオプションを3つに絞り込んだ。また2つの土地ベースの算定オプションを統合できた。

共同議長は議論の進展と提出されたコメントに基づきノンペーパーの改定版を作成した。最終の非公式会合で、締約国の大半はこのノンペーパーの有用性で意見が一致したが、一部の途上国・締約国は、ノンペーパーにはあまりにも多くの内容が盛り込まれているとし、目標設定の進展を遅らせるのではないかと懸念を表明した。共同議長はこのノンペーパーをAWG-KP副議長のDovlandに送り、同副議長は他の問題の議論の結果と合わせた統合ノンペーパーをAWG-KP議長のAsheに送った。

LULUCFおよび議定書附属書改定手順の簡素化に関する問題以外の全ての問題に関し、AWG-KP副議長のDovlandは、その他の問題に関する議長文書 (FCCC/KP/AWG/2009/8) の関連するセクションの議論を進行、締約国の提案が適切に反映されていることを確認した。議定書附属書改定手順の簡素化に関する提案は、法的問題に関するコンタクトグループでの議論にゆだねられ、そこでEUおよび日本の提案を一つの文書にまとめるべく非公式に協議し、その文書を「その他の問題」のコンタクトグループに差し戻した。

影響結果可能性：この問題は6月1日、AWG-KPプレナリーで最初に議論された。その後Mama Konate (マリ) およびPaul Watkinson (フランス) が共同議長を務める非公式協議ならびにコンタクトグループでの議論に委ねられた。AWG-KP閉会プレナリーは6月12日に結論書を採択した。

主に非公式協議で議論が行われた。主に次の問題について議論した：影響結果可能性に関する議論の指針となる議定書の関連条項；脆弱性と適応能力；影響結果可能性の理解を深める方法；緩和行動によるマイナスの影響結果を最小限にする政策措置の策定；実施。

他の交渉トラックとの一貫性保持に関し、オーストラリアは、このグループの作業は他のUNFCCCプロセスでの作業と一貫性を持たせるべきであり、技術移転など一部の問題は、議定書2.3条 (政策措置の悪影響) および議定書3.4条 (対応措置の影響と悪影響) に関するSBSTA/SBI合同コ



ンタクトグループなど条約内外の他のプロセスに委ねることが最善であると主張した。G-77/中国は、影響結果の可能性よりも実際の影響結果を取り上げる必要性を強調、途上国が既にその影響を感じていることを強調した。サウジアラビアは経済多角化の問題を強調、これを影響結果可能性を緩和する方法として文書に盛り込むことを支持した。COP 15で提出されるべき文書の形式は決定されなかった。この問題は、未解決のまま残され、文書は括弧書きのまま、AWG-KP結論書の附属書とされた。

AWG-KP結論書：AWG-KPは結論書（FCCC/KP/AWG/2009/L.12）において、括弧書きつきの文書草案を2009年8月の非公式会議での更なる審議にゆだねた。

その他の問題：AWG-KP議長のAsheは、今後の作業構成に関し非公式協議を行い、6月12日、AWG-KP閉会プレナリーで結論書を採択した。

AWG-KP結論書：AWG-KPは、その結論書（FCCC/KP/AWG/2009/L.11）において、特に次のことを行う：2009年8月の非公式会議において、AWG-KPの作業計画49(c)項に記載する議定書改定案および他の問題について、実質的な審議を行うことで合意する；附属書I締約国の全体目標および個別ないしは共同の目標を話し合うグループの非公式会議に関し、同様の手配を行うようAWG-KP議長に要請する；2009年8月の非公式会議に向けた準備にあたり、公開および非公開の会議を組み合わせる手配を行うよう事務局に要請する。

閉会プレナリー：AWG-KP閉会プレナリーは6月12日午後開催された。締約国はこの会議の報告書（FCCC/KP/AWG/2009/L.9）を採択した。

途上国数カ国は、その成果および附属書I締約国の約束した目標に対する失望感を表明した。スーダン、G-77/中国の立場で発言、附属書I締約国の約束の欠如のためプラスの成果をもたらすに至らなかったと指摘した。グレナダはAOSISの立場で発言、議定書締約国全体が6カ月規則の適用開始に至らしめなかったことへの失望感を表明した。同代表は、小島嶼諸国の存続を確実にするため、少なくとも2020年までに45%、2050年までに95%削減することを求めた。レソトはLDCsの立場で発言、気候変動との戦いに敗れるなら貧困が増大し、脆弱な諸国の存続と生活が脅かされることを強調した。

アルジェリアはアフリカグループの立場で発言、附属書I締約国の行った提案は附属書I締約国全体の排出削減量を40%にするとの同グループの提案にはるかにおよびないものであると指摘、附属書I締約国は、条約が課す指導的役割から身を引いているようだと述べた。同代表は、2つのAWGsのリンクという提案に反対した。ボリビアは、先進国の「気候債務」を反映する目標を求めた。中



国は、コペンハーゲンを成功させるには、各国がバリ・ロードマップに示されたマンデートを尊重することが求められるとし、すでに合意された問題の議論を再開しないことが必要だと主張した。

ブラジルは、「あらゆる努力にも拘わらず」一部の附属書I諸国のとった姿勢により、附属書Bの改定に向けた6カ月規則の適用を開始する文章を机上に載せることができなかつたと嘆いた。同代表は、「確認されないままであれば」、この成果は、「第二約束期間設定の可能性を失わせる」と主張した。同代表は、議定書の改定について37の途上国が共同提案を提出したと発表、これには、2020年までに1990年比で最低40%という附属書I諸国全体の排出削減目標と個別の量的削減約束が含まれると述べた。インド、南アフリカ、その他はこの改定提案に賛同したことを発表、同時に全体で45%の排出削減量を求める途上国への支持も表明した。ガンビアは、先進国と途上国の間には一人当たりの排出量において相当な差があると指摘、京都議定書に代わる戦略が提唱されていることに「顔をうしなつた」と述べた。

コロンビアは、自国が議定書改定案を事務局に提出したと発表した。メキシコは、各種提案を真に理解するための有用かつ関心のある議論に注目したが、AWG-KPの目的達成には遠くおよばないと主張した。コスタリカは、エネルギー効率の高い生産および消費を行う活力のある経済の達成方法を実証するよう先進国に求めた。

EUは、議定書改定案を事務局に提出したと発表、この提案はコペンハーゲンの全体成果に先入観を持たせることのない「1つの構成要素」であると指摘した。同代表は、一部の附属書I諸国がAWG-KPの交渉に参加していない中、相対的な目標値を議論することの難しさを強調した。同代表は、日本とともに、AWGs間のリンク強化を求め、これが重要な問題をコペンハーゲンで全員が合意できる1つの政治的なパッケージにまとめあげる唯一の道だと指摘した。クロアチアとトルコは、一部の締約国が提案している自国の目標に対する不満を表明した。

AWG-KP議長のAsheは、この会議では「様々な立場に関する理解を深めること」ができたと述べ、事務局に提出された数件の議定書改定案は、COP/MOP 5において締約国が議定書の改定案を採択するに十分な法的根拠を与えるものだと述べた。同議長は、午後4時50分、会合の閉会を宣言した。

科学・技術上の助言に関する補助機関

SBSTA議長のHelen Plume (ニュージーランド) は、6月1日月曜日、会合の開会を宣言、締約国は、議題書ならびに作業構成書 (FCCC/SBSTA/2009/1) を採択した。

ナイロビ作業計画：この問題 (FCCC/SBSTA/2009/INF.3, FCCC/SBSTA/2009/MISCs 4 and 6) は、6月1日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。その後Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)



と Donald Lemmen (カナダ) が共同進行役を務める非公式協議での議論にゆだねられた。SBSTAの閉会プレナリーは、6月10日水曜日、結論書を採択した。締約国は、ナイロビ作業計画 (NWP) の作業が第2段階に十分突入していると指摘、パートナー組織からのプラスのインプットを強調、速やかな結論に達した。

SBSTA 結論書: SBSTAはその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.2) において、NWPの実施における締約国ならびにパートナー組織の貢献を指摘、NWPの仲介役としての役割を強化し、あらゆるレベルの利害関係者に対するアウトリーチ活動を増強する必要性を認識した。

技術移転: この問題は、6月1日のSBSTAプレナリー (FCCC/SBSTA/2009/INF.1) で最初に議論された。技術移転に関する専門家グループ (EGTT) のBruce Wilson (オーストラリア) 副議長が、EGTTの作業 (FCCC/SB/2009/1-3 and summaries) について報告した。その後、Carlos Fuller (ベリーズ) およびHolger Liptow (ドイツ) が共同議長を務める非公式協議およびSBI/SBSTA合同のコンタクトグループでの議論にゆだねられた。議論は直截的であり、主に表現に関して意見の不一致が見られた。SBSTAプレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書: SBSTAはその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.8) において次の決定を行う:

- AWG-LCAに対し、適切な場合には、EGTT報告書に記載する資金オプションおよび長期戦略に関する情報を検討するとともに、実績指標に関するEGTT報告書が完成する場合には、これも検討することを求める。
- 技術的ニーズ評価ハンドブックの最新版を歓迎し、非附属書I締約国に対し、技術的ニーズの評価を行う際には、このハンドブックの利用を推奨する。
- 2009年8月に開催予定の、技術移転プロジェクトの資金調達に関するアフリカ地域ワークショップを主催するとのボツワナ政府の申し出に留意する。
- 事務局に対し、このワークショップの実施に当たっては、UNFCCC刊行の提案作成および提出; 「技術移転プロジェクトの資金調達」に関するガイドブックを用いるよう求める。

またSBSTAは、事務局に対し、次の項目を要請する: 資金オプションおよび長期戦略に関するEGTT報告書2件を広く配布し、実績指標に関する報告書も完成した時点で広く配布する; 決定書4/CP.13 (技術開発と移転) に則った、条約4.1条(c)項および4.5条 (技術移転) の実施レビュー、ならびに技術移転枠組の実施効果の定期的なモニタリングおよび評価に有用な実績指標の利用にあたり、必要な情報について報告書を作成し、SBSTA 32までに検討できるようにする。



途上国における森林減少による排出量の削減：この問題（FCCC/SBSTA/2009/2;

FCCC/SBSTA/2009/MISCs.1 and 2 and Add.1-2; and FCCC/TP/2009/1) は、6月1日、SBSTAプレナリーで最初に審議された。その後Lilian Portillo（パラグアイ）およびAudun Rosland（ノルウェー）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議での審議に委ねられた。SBSTA閉会プレナリーは6月10日、結論書を採択した。

開会プレナリーで、スイスは環境十全性グループの立場で発言、REDDに関するCOP議題項目を異なる組織での並行する議論にかけることを求めた。続いて、共同議長の作成した結論書草案およびCOP決定書草案の審議に移った。審議項目は次のとおり：「比較対象レベル」と「比較対象排出レベル」および両方を記載するかどうか；REDDプラス方法論の開発と適用における先住民の役割；途上国に対し、IPCCが最近採択したガイダンスおよびガイドラインの使用を要請するかどうか；森林モニタリングシステムの第三者によるレビュー；比較対象レベルまたは比較対象排出レベルの策定に当たり考慮すべき要素。

比較対象レベルおよび比較対象排出レベルに関し、一部の締約国は、単なる汎用としての「比較対象レベル」とし、これには比較対象排出レベルおよび他の関連する比較対象レベルを含めることとするよう要請した。一部の締約国は、比較対象排出レベルは森林減少と森林の劣化のみに関係するものであると指摘、コペンハーゲンでの結論に先入観を与えないため、両方の表現を使うよう主張した。

先住民の役割に関し、いくつもの国が、モニタリングや報告および比較対象基準設定の活動における先住民とその知識の重要性を強調した。1つの途上国は、先住民の知識により確固としたモニタリング方法論が確立できるかどうか、懸念を表明した。締約国は、決定書草案に括弧書きをつけたが、REDDプラスの活動のモニタリングおよび報告においては、先住民ならびに現地社会の全面的かつ効果的な参画が必要であるとの認識で暫定合意した。

IPCCの最近のガイダンスおよびガイドラインの利用について、締約国に要請するかどうかでは合意に至らなかった。一部の締約国は「適当な場合には」利用することを求めた。このフレーズは、決定書草案の中に括弧書きで残され、SBSTA 31で議論されることになる。森林モニタリングシステムの第三者によるレビューに関し、締約国は、成果またはシステム自体を第三者によるレビューのため公開するかどうか議論した。一部の先進国は、モニタリングシステムおよびその結果を第三者によるレビューのため公開するとの表現を求めた。ある途上国は、この文章を括弧書きにするよう求めた。



比較対象レベルおよび比較対象排出レベルの設定に関し、特に次の点において、広範な意見の一致が見られた、各国の事情、各国の可能性と能力、過去のデータを考慮に入れる。最終の非公式会議において、森林を有する途上国の1つは、将来予想される排出傾向に関する調整項目も考慮に入れるよう提案、別の国は、策定途上の法律も考慮に入れることを提案した。これらの提案を審議するだけの時間が不足していたことから、これらの提案は括弧書きとされ、SBSTA 31で議論されることになった。

いくつかの途上国からの提案を受け、この決定書草案につける主題には、森林の保全と持続可能な管理、森林の炭素貯留量の増強が含まれることとなる。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.9）において、比較対象排出レベルならびに比較対象レベル設定を目的とする正確かつ詳細なデータならびに情報の獲得、ならびにモニタリングシステムの運用には、研究面の優先性およびキャパシティビルディングが必要であると認識する。またSBSTAは、COP 15で採択される全ての関連する決定書に則り、方法論問題に関する追加ガイダンスを検討する必要があると指摘する。

本結論書には、附属書として括弧書きのCOP決定書草案が付される。この括弧書きの決定書は、特に、次のことを行う：それを行いうる立場にある全ての締約国に対し、途上国が推計値を得るために必要なデータの収集、アクセス、分析、解釈を行う能力の向上を支援し強化する；REDDプラス活動のモニタリングおよび報告にあたり、先住民ならびに現地社会の全面的かつ効果的な参画の必要性を認識する。

研究および組織的観測：この問題（FCCC/SBSTA/2009/MISCs 5 and 8; FCCC/SBSTA/2009/MISC.7 and Add.1; and FCCC/SBSTA/2008/MISC.11）は、6月1日のSBSTAプレナリーで最初に審議された。これに続き、6月3日水曜日の条約関連の研究活動に関する協議でも議論された。この協議の詳細については右記参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12413e.html>

また、この問題は、Sergio Castellari（イタリア）およびClifford Mahlung（ジャマイカ）が進行役を務める非公式協議の長時間の議論でも議題として取り上げられた。SBSTAの閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

研究に関し、非公式協議では、協議の活用に焦点が当てられ、参加者は、協議の有用性について広範な合意を得、その継続を支持した。一部の途上国は、途上国における研究能力の向上、特に、適応努力を支援する研究に関する能力向上の重要性を強調した。多数の先進国は、すでに相当な努力がなされていると指摘した。結局、締約国は、既存の努力を一層強化することで合意した。



組織的観測に関し、参加者は、全球気候観測システム（GCOS）実施計画を検討した。締約国は、GCOS報告書に記載する全ての優先項目を指摘するかどうか、それとも特定の項目に焦点を当てるかどうかで意見が一致しなかった。さらに、一部諸国は、この計画に記載された優先項目およびギャップに対応するための資源の供与への言及を求めたが、他の諸国は、これはこのグループのマンデートの外の問題だと指摘した。結局、締約国は、全ての優先項目をリストし、特に次の項目に対応することを求めることで合意した：GCOS地域行動計画を実施する、必要な資源の提供を含め、必要な本来のネットワークの長期運用保持を確保する。

参加者は、関連する国連機関および国際標準機関（ISO）間の共同陸上枠組メカニズムの進捗状況報告書最新版に記載された提案に満足の意を表し、地球陸上観測システム(GTOS)事務局およびスポンサー機関に対し、この枠組の実施を推奨した。また地球観測衛星委員会（Committee on Earth Observation Satellites）を通してGCOS実施計画に記載するニーズに協力して対応するなど、GCOSの宇宙ベース部分での協調を図ることの重要性を指摘した。

AWG-LCAとのリンクの可能性も協議で取り上げられ、一部のものは、研究および組織的観測はBAPの柱の一つになっていないが、条約の実施を助けるものであると指摘した。

SBSTA 結論書： SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.6）において、特に、次のことを規定する：

- IPCC評価報告書間の気候変動研究で明らかとなった新しい科学情報を提供する上で、研究者社会の協議が貴重な役割を果たすことを肯定し、このような協議の会合を継続すべきことで合意する。
- 研究計画ならびに研究機関に対し、気候関連の研究の分野を横断する統合に向け一層の努力を払うよう推奨する。
- 締約国ならびに研究計画および研究機関に対し、途上国での研究能力向上に対する既存の努力を一層強化する、特に適応努力への支援を目的とする努力の一層の強化を推奨する。
- AWG-LCAに対し、研究および組織的観測を強化する、特に途上国において強化することの必要性に留意することを求める。

COP決定書草案（FCCC/SBSTA/2009/L.6 and Add.1）は、特に締約国に対し、GCOS進捗報告書（FCCC/SBSTA/2009/MISC.7）に記載する優先項目およびギャップへの対応にむけ努力することを求める、なかでもGCOS地域行動計画の実施に努力することを求めるとともに、必要な資源を供与することも含め、本来必要なネットワークの長期の運用保持を確保することを求める。



方法論問題（条約）：附属書I締約国の温室効果ガス・インベントリのレビュー：この問題

(FCCC/SBSTA/2009/INF.2) は、6月2日火曜日の SBSTA プレナリーで最初に審議された。Anke Herold（ドイツ）が議長を務める非公式協議でも審議された。SBSTA 閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTA はその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.7) において、報告およびレビューに關係する事務局の能力の速やかな向上を図る必要性を強調した。また結論書は、事務局に対し、訓練プログラムの更新を図り、訓練活動を強化し、レビュー活動の質の確保を責務とする職務を追加し、方法論およびガイドラインに関する分析資料の向上を図り、複雑な問題に関する査読者および専門家間の連絡の推進を図るよう要請する。またSBSTAは、締約国に対し、可能な場合には追加資金を提供するよう求める。

COP 決定書案 (FCCC/SBSTA/2009/L.7/Add.1) は最新の訓練プログラムの詳細を紹介する。

温室効果ガス・データインタフェース：SBSTA プレナリーは、6月1日、この議題について議論した。その後、Erasmia Kitou（欧州共同体）が議長を務める非公式協議での議論に委ねられた。SBSTA 閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書；SBSTA はその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.4) において、資源の不足からインターフェース機能の実施が妨げられていると指摘、締約国に対し、可能な場合には資源を提供するよう要請した。SBSTA は、進捗状況を評価し、SBSTA 33 で次のステップを決定することで合意する。

国際航空輸送および海上輸送からの排出量：SBSTA プレナリーは、6月1日、この議題を最初に取り上げ、国際民間航空機関 (ICAO) および国際海事機関 (IMO) は、開会プレナリーでそれぞれの関連する活動について報告した。その後SBSTA議長に委託、同議長は結論書草案を作成した。SBSTA 閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTA はその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.3) において、ICAO および IMO に対し、今後の会合においてもSBSTAに対するブリーフィングを行うよう要請する。

国内温室効果ガスインベントリプログラムに関するIPCC ガイドライン：この問題

(FCCC/SBSTA/2009/MISC.3) は、6月2日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。Riitta Pipatti（フィンランド）およびHongwei Yang（中国）が共同議長を務める非公式協議での審議に回された。SBSTA 閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTA はその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.11) において、国内温室効果ガスインベントリプログラムに関するIPCCガイドライン2006年版には、利用可能な最新の科学的方法論が



記載されており、各締約国の国内インベントリの拡充が可能になると認識し、IPCCがソフトウェアの開発およびユーザー・インタフェースの開発によりこれらガイドラインの活用を支援していることに留意し、IPCCガイドライン利用に関する、さらなるワークショップをサポートする。またSBSTAは、報告書作成目的におけるIPCCガイドラインの利用に関する方法論問題に対応するため、UNFCCC報告書作成ガイドラインの改定を検討するべく作業計画を開始する。SBSTAは、締約国に対し、この作業計画の実施方法、UNFCCC附属書1報告書作成ガイドラインに係る問題、2006年IPCCガイドラインの利用に係る方法論問題、ならびにIPCCにおいて作業する可能性のある分野に関し、それぞれの意見を2010年2月15日までに提出するよう求める。またSBSTAは、資源が利用可能であるなら、2010年に作業計画に関する2つのワークショップを企画するよう要請する。

方法論問題（議定書）：HCFC-22/HFC-23：この問題は6月2日のSBSTAプレナリーで初めて審議された。ハイドロクロロフルオロカーボン22（HCFC-22）生産の新設工場におけるハイドロフルオロカーボン23（HFC-23）の破壊に対し、CDMの下での認証排出削減量（CERs）を発行する影響に係る問題である。HFC-23は、モントリオール議定書において規制されるオゾン層破壊物質であるHCFC-22生産の際の副産物であるにもかかわらず、その破壊に対しCERsを発行することは、HCFC-22の生産増強を助長する逆インセンティブの作用の可能性がある。

中国は、HCFC-22の段階的廃止に係るオゾン層破壊物質についてのモントリオール議定書における最近の展開に注目、これにより将来HFC-23排出施設が減少する結果となると述べた。Samuel Adejuwon（ナイジェリア）が非公式協議を開催した。6月10日のSBSTA閉会プレナリーで、SBSTA議長のPlumeは、締約国が結論書を作成するに至らなかったと報告した。この問題は、SBSTA 31でも引き続き審議される。

炭素回収貯留：この問題は、6月2日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。カナダ、オーストラリア、クウェート、ナイジェリアは、CDMにCCSを入れることを支持したが、アルゼンチン、ベネズエラ、ブラジルは反対した。ベネズエラは、この問題の審議についてSBSTAとCDM理事会の相互協力を行うよう提案した。ビジネスおよび産業界（Business and Industry）は、CCSなしで2050年までにGHG排出量を半減させるのは不可能であると主張、これへの反対意見は、先進国で利用可能な技術に対する途上国のアクセスを拒否することだと指摘した。SBSTA閉会プレナリーで議長のPlumeは、締約国に対し、非公式協議を行ったことを通知、この問題の議論をSBSTA 32に回すよう提案した。SBSTA閉会プレナリーは6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.12）において：地層へのCCSをCDMプロジェクト活動に含める可能性の影響を評価し、COP/MOP 5に報告するようCDM 理事会に求める決定書2/CMP.4に留意する；締約国に対し、CCSをCDMプロジェクト活動と考えることに関係した問題について、追加意見を2009年9月28日までに事務局に提出するよう求める。SBSTAは、SBSTA 32でもこの問題の審議を継続することで合意する。

共通の計算方式：この問題は、6月1日のSBSTAプレナリーで初めて審議され、Mikhail Gytarsky（ロシア連邦）が議長を務める非公式協議での議論に委ねられた。SBSTAの結論書は採択されなかった。

開会プレナリーで、IPCCは、2009年3月、ノルウェーのオスロで開催された代替計算方式の科学に関するIPCC専門家会合での主要な結論を披露した。ニュージーランドは、100年の時間枠を持つ地球温暖化係数（GWPs）の場合、不可逆的な影響も含め、100年を超える影響のコストが反映されないと主張した。同代表は、長寿命のガスの排出規制を主張した。スイスと中国は、可能性のある代替方法の欠点を指摘、さらなる科学研究を提案した。

非公式協議においては、いくつかの締約国から、排出源からの人為的排出量ならびに吸収源からの除去量を二酸化炭素換算で計算する場合の共通の算定方式としてGWPsを用いるのが適切であるとする決定書草案が提案された。ある締約国は、共通の算定方式の適切性は政策目標により異なると指摘、締約国はこの点を念頭におき、IPCCと連絡をとり、適切な算定方式の策定への助力を得て目標を策定するよう提案した。別の締約国は、これに反対し、問題の複雑さと特定の目標策定の困難さを指摘した。締約国は、実質的な内容を持つ結論書については合意に至らなかったが、SBSTA 31でもこの問題の審議を継続することで合意した。

議定書2.3条（政策措置の悪影響）：この問題は、6月2日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。その後、Eduardo Calvo Buendia（ペルー）およびKristin Tilley（オーストラリア）が共同議長を務めるSBI/SBSTAの合同コンタクトグループおよび非公式協議での審議に回された。SBSTA閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

締約国は、公式、非公式に会合した。その多くで、2.3条（政策措置の悪影響）と3.14条（悪影響）を同じコンタクトグループの中で別個に議論するか、それとも合同審議とするかの問題が議論の焦点となった。締約国は、この2つの問題を別個に扱い、均等な時間を割いて議論を進行させることで合意したが、一部の先進国締約国は、同時に両方の問題について意見を述べた。ここでの議論では、実質的な問題も話し合われた：問題の理解；対応措置の影響に関する情報交換；実施などである。



情報交換に関し、ニュージーランドは、対応措置の悪影響に関する情報交換では、国別報告書プロセスの利用を希望したが、G-77/中国は、情報交換の頻度増加を進める新しいプロセスの必要性を強調した。またG-77/中国は、実施にあたり段階的手法をとることを求めた。これらの問題は解決されておらず、文章には多くの括弧書きが残された。

SBSTA 結論書： SBSTAはその結論書 (FCCC/SBSTA/ 2009/L.10) において、文書草案の附属書に基づくSBSTA 31合同コンタクトグループでの審議継続で合意する。

関連する国際機関との協力： この問題は、6月1日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、事務局と他の組織間の協力活動の概要についてSBSTAに説明した。締約国は、SBSTA議長による結論書草案で合意した。SBSTA閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書： SBSTAはその結論書 (FCCC/SBSTA/ 2009/L.5) において、事務局に対し、将来の会合に先立ち、協力活動に関するブリーフィングペーパー作成を要請する。

閉会プレナリー： SBSTA閉会プレナリーは6月10日水曜日午後に行われた。締約国は本会議報告書 (FCCC/SBSTA/2009/L.1) を採択、SBSTA議長のPlumeは午後5時42分、本会合の閉会を宣言した。

実施に関する補助機関

SBIの第30回会合は、6月1日、SBI議長のLiana Bratasida (インドネシア) の開会宣言で開会した。同議長は、締約国に対し、非附属書I国別報告書に記載される情報に関する小項目を保留としたうえで、議題書 (FCCC/SBI/2009/1) を採択するよう提案した。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、資金問題に関し、1つは特別気候変動基金 (SCCF) の実施評価、2つ目は議定書の適応基金のレビューに関する2つの小項目の追加を提案した。スイス、オーストラリア、そしてEUの立場でチェコ共和国は、SCCFに関する小項目を入れることは支持したが、適応基金に関する小項目の提案には反対した。締約国は、SBI議長が議題に関して非公式協議を開催するとの理解の下、作業構成について合意した。非公式協議の後、議題書は、SCCFおよび議定書適応基金に関する2つの小項目を追加することで、6月3日水曜日、採択された。

附属書I国別報告書：第4回国別報告書： SBIは、附属書Iの第4回国別報告書 (FCCC/SBI/2009/INF.6) の状況に関する報告書に留意した。

非附属書I国別報告書： 非附属書I国別報告書に関する議題には3つの小項目が含まれた：専門家諮問グループ (CGE) ; 非附属書I国別報告書記載の情報、この小項目は保留とされた；資金援助および技術援助の提供である。



SBI開会プレナリーにおいて、米国、ニュージーランド、カナダは、非附属書I国別報告書記載の情報に関する小項目が議論されないことへの失望感を表明した。SBI議長による議題に関する非公式協議の後、ニュージーランドはアンブレラグループの立場で発言、非附属書I国の温室効果ガスインベントリに関係する活動という議題小項目の提案が受け入れられなかったことへの失望感を表明、次回のSBI会合でもこの追加を提案すると発言した。スーダンはG-77/中国立場で発言、新しい議題項目の提案がその受諾を意味するものではないと主張した。

CGE：この問題（FCCC/SBI/2007/10/Add.1; FCCC/SBI/2007/MISC.7 and Add. 1 and 2）は、6月2日火曜日のSBIプレナリーで初めて取り上げられた。その後、Marie Jaudet（フランス）およびJulia Martinez Fernández（メキシコ）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議での審議に回された。6月10日、SBIプレナリーは結論書を採択した。

CGEのマンデートはCOP 13で期限終了となった。この会議においてその再開が議論されたが、締約国は、以後合意に達することができなかった。今回のSBIプレナリーにおいて、ブラジルはG-77/中国の立場で発言、CGEが1年半もの間運営されなかったことへの「大きな失望感」を表明、これは非附属書I締約国による国別報告書作成の能力を削ぐものであると主張した。同代表は、他の多くのものとともに、CGEマンデートの更新を支持、CGEは途上国のニーズで動かされるべきであるとし、非附属書I国別報告書のいかなるレビュープロセスも受け入れられないと発言した。ウルグアイは、CGEの作業中断は「失われた機会」であったと発言、グレナダは、60を超える途上国が第2回の国別報告書を作成中であり、CGEの不在は、条約プロセス参加に関する途上国の能力を危うくすると主張した。

コンタクトグループおよび非公式協議での議論の焦点は、CGEの新たなマンデート、再結成するCGEを2年間のものとするか3年間のものとするか、CGEに関する次のレビューをいつにするかであった。長時間の協議の末、6月10日水曜日、問題は解決し、締約国は、CGEを3年間再結成し、CGE継続の必要性についてはCOP 17までに再検討することで合意した。SBI閉会プレナリーで、G-77/中国は、CGE不在期間を回復することはできないが、最終合意に達し喜んでいと発言した。EU、米国、カナダ、その他もCGEの再結成に満足の意を表した。

SBI結論書：SBIは、その結論書（FCCC/SBI/2009/L.3/Rev.1）において、COP 15で採択されるべき決定書草案を提案、その中で特に次のことを決定する：CGEを2010-2012年の3年間再結成する；CGEのメンバーは以前と同じものとする；CGEの規定とマンデートおよび継続の必要性については

COP 17で再検討する。同決定書は、地域グループに対し、専門家のバランスをとるため、あらゆる努力をすることを推奨する。CGEの委託事項を記載する附属書をCOP決定書草案に付帯する。

資金援助および技術援助：この問題（FCCC/SBI/2009/INF.5）は6月2日のSBIプレナリーで初めて議論された。その後、Marie Jaudet（フランス）とJulia Martinez Fernández（メキシコ）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議での審議に回された。6月10日、SBIプレナリーは結論書を採択した。

議論の中で、G-77/中国は、非附属書I締約国が約束をどれだけ実施するかは先進国の支援にかかっていると主張した。中国は、途上国による国別報告書作成にかかる全ての費用を満たすだけの新たな追加的資金源の必要性に焦点をあてた。また参加者は、特に、国別報告書作成に対する地球環境ファシリテーター（GEF）の財政支援の情報（FCCC/SBI/2009/INF.5）について議論し、一部のものは、この文書の発表の遅れを嘆いた。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.12）において、非附属書I国別報告書の作成に対するGEF事務局の財政支援に関する情報に留意し、GEFに対し、このような情報の提供を続けるよう求め、これらの情報が詳細かつ正確でタイムリーに完璧な形とすることを求める。またSBIは、特に次のことを決定する：

- 既に資金援助を受けている非附属書I締約国に対し、第2回または第3回の国別報告書の提出を推奨する。
- 非附属書I締約国による事業提案作成および策定を支援し、そのような事業の提出または承認に関しCOP 15に報告するようとのGEFに対する要請を繰り返す。
- GEFの第4回資金補てん分から資金を振り向けるとの提案に留意し、途上国において発生する全てのコストに資金を提供するとの合意を満たすため、十分な資金源を提供するよう、最優先事項として、GEFに求める。
- 迅速な手順により国別報告書に関して提供される資金が、一部の非附属書I締約国の場合、適切でない可能性があるとの懸念が表明されたことに留意する。

資金問題：この議題は、6月3日のSBIプレナリーで初めて議論された。議題に関するSBI議長の非公式協議後、締約国は、3つの小項目を含めることで合意した、この小項目とは、資金メカニズムの第4回レビュー、SCCFの評価、議定書の適応基金である。Zaheer Fakir（南アフリカ）およびJukka Uosukainen（フィンランド）が共同議長を務めるコンタクトグループが結成され、資金メカニズムの第4回レビューとSCCFについて議論することとなった、一方、適応基金に関してはSBI議長の



Bratislavaが結論書草案を作成することとなった。6月10日、SBI閉会プレナリーは、これらの項目に関する結論書を採択した。関連する議論および結論書を下記にまとめる。

資金メカニズムの第4回レビュー：この議論の中で、参加者は、GEFの資金不足に関する問題を提起、その統治構造を含め、徹底したレビューを行う必要性を指摘した。一部の参加者は、現在の資金メカニズムならびにAWG-LCAの下での資金に関する合意は、相互に補完し合うべきだと主張した。また参加者は、GEFの第4回実施研究概要の中間報告書の要点を聞き、GEF資金の適切性に関する問題について議論した。

一部の締約国は、資金メカニズムの第4回レビューでは過去の実績を精査し、改善が必要な分野を明らかにし、AWG-LCAでの作業を念頭におく前向きなものにするべきであると指摘した。他の締約国は、提案にガイダンスの要素を盛り込んだ。

意見の一致に至らなかったことから、SBI結論書に付随するCOP決定書草案には括弧書き残された。参加者は、SCCFでの議論で提起された評価の範囲に関する一部の懸念に配慮し、さらにレビューに当たっての情報提供のため、GEFの下での資金の運用、ならびにSCCFおよびLDCに関し、意見提出を行うとのパラグラフを結論書草案に入れることでも合意した。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.15/Rev.1）において、結論書に付随する附属書に示した文書草案に基づき、この問題に関する議論をSBI 31でも継続すると決定する。またSBIは、締約国に対し、2009年9月29日までに、GEFの気候変動中心分野での資金の運用、ならびにSCCFおよびLDC基金など条約の下での別な基金に関する意見提出を行うよう求める。

SCCFの評価：コンタクトグループおよび非公式の議論では、SCCF評価の範囲が議論の中心となった。EUは、全ての資金窓口を含めた広範な評価を支持した。G-77/中国はこれに反対し、これは決定書1/CP.12（SCCF運用の追加ガイダンス）に規定する権限範囲を超えていると主張、対応措置と経済多角化の評価が規定される範囲であると発言した。SCCFの評価を資金メカニズムの第4回レビューに含めるかどうか議論され、一部のものは、より多くの情報が利用できるよう、SB 32で行うことを希望した。

SBI閉会プレナリーまでの日中および夕方を通して非公式協議が続けられた。結局、参加者は、SCCFの評価をマンデート通りに進めることで合意した。締約国は、広範なレビューを求める声に配慮し、資金メカニズムのレビューに関する結論書（FCCC/SBI/2009/L.15/Rev.1）の中に、締約国はGEFの気候変動中心分野の資金運用ならびにSCCFおよびLDC基金を含める条約の下での他の基金に関する意見を提出するよう求められる、とするパラグラフを入れることで合意した。



SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.14）において、締約国に対し、決定書1/CP.12の2(a-e)項（対応措置と経済多角化）の実施の評価に関し、2009年9月28日までに文書提出を行うよう求める。さらにSBIは、この評価の遂行に関し、決定書5/CP.7の22-29項に則り、SCCFが具体的な事業の実施を支援する方法について、さらなるガイダンスを検討するとの観点で行うべきであることでも合意する。

議定書の適応基金： SBI議長のBratasidaは、この問題に関する非公式協議を開催した。議論の焦点となったのは、適応基金レビューのタイミングであった。協議は6月10日夕方まで続けられ、参加者は、SBI 32からレビューを開始して委託条件とCOP/MOP 6に対する報告書について合意、COP/MOP 6からレビューを行えるようにすることで合意した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.16）において、締約国に対し、2010年3月22日までに、COP/MOP 6での適応基金のレビューに関する委託条件の可能性に関し意見提出を行うよう求める。さらに事務局に対し、特に委託条件に関する草案を作成し、SBI 32での審議にかけるよう要請する。

COP/MOP決定書草案（FCCC/SBI/2009/L.16/Add.1）は、SBI 32において適応基金のレビューを開始し、レビューの委託条件に関して合意し、これをCOP/MOP 6に報告することで、COP/MOP 6におけるレビューの遂行を可能にするよう要請する。

条約4.8条および4.9条：決定書1/CP.10（プエノスアイレス作業計画）の実施進展状況： この問題は、6月2日のSBIプレナリーで初めて審議された。その後、Leon Charles（グレナダ）が進行役を務める非公式協議での議論に委ねられた。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.13）において、特に、この問題の議論を継続することで合意、その議論は、SBI 29で作成された文書草案、これまでの提出文書類、SBI 29で開催されたラウンドテーブルの議長サマリー、追加の提出文書に基づいたものとする。またSBIは、締約国ならびに各組織に対し、SBI 31また32での検討に付すべく、特に気候変動の悪影響、対応措置の影響に関する追加行動に対し、それぞれの意見の文書提出を求める。SBIは、その議長に対し、COP 16での採択を目指すCOP決定書草案の作成を要請する。

LDCs関係問題： SBIプレナリーは、6月2日に初めてこの問題を検討した。LDC専門家グループ（LEG）がその作業について報告した。（FCCC/SBI/2009/6）この問題は、続いてMargaret Sangarwe（ジンバブエ）が進行役を務める非公式協議で議論された。

議論は直截的で、多くの締約国がプロジェクト向け資金調達に条件が付されていることへの懸念を表明、国家適応行動計画（NAPAs）の実施目的にこの資金を利用することの困難さにも懸念を表明した。SBIは6月10日、結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.4）において、LEGに対し、次のことを推奨する：

- 「NAPAs実施のステップバイステップガイド」を完成させ、配布する
- NAPA実施戦略の策定およびステップバイステップガイドに基づくプロジェクトの準備に関する訓練を計画する
- NAPAプロセス、とりわけ資金へのアクセスプロセスに関し、GEFおよびその下部組織による協議を継続する

またSBIは、41件のNAPAsが提出されたことを歓迎し、関係者に対し、進捗状況や直面する問題、これらの問題への対応策の提案に関する情報の提供を推奨し、締約国に対し、資金を提供できる立場にある場合には、引き続き資金を提供するようもとめる。

技術移転： SBIは6月2日に初めてこの問題（FCCC/SBI/2009/3; FCCC/SBI/2009/INFs.1 and 4; FCCC/SBI/2009/MISC.4）を検討した。EGTT副議長のBruce Wilson（オーストラリア）が、EGTTの作業に関する報告（FCCC/SB/2009/1-3 and summaries）を行った。GEFは、技術移転に関するポズナニ戦略計画（FCCC/SBI/2009/3）の実施の進捗状況について中間報告書を提出した。ガーナはG-77/中国の立場で発言、条約4.1(c)条および4.5条（技術移転）の実施効果のレビューに関する作業をSBI 32まで延期することを提案、オーストラリアはこれを支持した。

その後、この問題は、Carlos Fuller（ベリーズ）およびHolger Liptow（ドイツ）が共同議長を務めるSBI/SBSTA合同コンタクトグループおよび非公式協議での審議に回された。議論では、概ね意見の対立がなく、主に表現に関する意見の不一致にとどまり、SBSTAとSBIで別個の結論書が作成された。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.8）において、特に：

- EGTTに対し、その作業においては他の関連する利害関係者の参画を続けて得られるよう推奨する。
- AWG-LCAに対し、適切な場合には、資金オプションおよび長期戦略に関するEGTT報告書に記載される情報を検討するとともに、実績指標に関するEGTT報告書が完成した場合にはこれに含まれる情報も検討するよう求める。
- GEFに対し、技術移転に関するポズナニ戦略計画の実施促進を要請する。



- 締約国および関連組織に対し、2010年2月15日までに、条約4.1(c)条および4.5条の実施効果のレビューおよび評価を目的に委託条件セクションIV規定の注目分野について、意見提出を求める。

(FCCC/SBI/2008/L.28)

- SBI 32においてこのレビューおよび評価に関係する問題を検討することで合意する。
- 事務局に対し、条約4.1(c)条および 4.5条の実施のレビューおよび評価の進捗状況に関する中間報告書草案 (FCCC/SBI/2009/INF.4) 19項規定の活動開始を要請し、レビューをタイムリーに完了するために必要な準備作業を開始するよう要請する。

キャパシティビルディング (条約) : (CONVENTION): この議題項目 (FCCC/SBI/2009/4 and 5; FCCC/SBI/2009/MISCs.1 and 2) は、まず6月1日のSBIプレナリーで議論され、その後、Philip Gwage (ウガンダ) およびHelmut Hojesky (オーストリア) が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。

議論の中心は、COP15で完成されるべきキャパシティビルディング枠組の第2回包括的レビューを最終的にどう決定するかであった。締約国は、キャパシティビルディングのモニタリングおよび評価の実績指標の開発および利用に関して意見が分かれた。また、AWG-LCAでの交渉で見込まれる成果に関連して、キャパシティビルディングの新たなニーズにも言及するとのG-77/中国の提案に対しても合意にいたらなかった。いくつかの先進国は、そのような表現はAWG-LCAの成果に先入観を与えると発言した。締約国は、特に次の点でも合意に至らなかった：キャパシティビルディング枠組に規定する最優先課題の表現方法、これには先進国が全ての課題に取り組んでいるか、一部しか取り組んでいないかという問題も含まれる；キャパシティビルディング上のギャップがどの程度残されているか。これら提案については議論されず、締約国は、先に進めるかどうかで合意できなかった。

締約国は、SBI結論書またはCOP決定書草案のいずれでも合意することができず、文章には多くの括弧書きが残された。SBIは、6月10日の閉会プレナリーでこの点に留意し、多くの途上国が成果に失望感を表明した。SBI32でもこの問題の議論を続ける。

キャパシティビルディング (議定書) : この議題項目 (FCCC/SBI/2009/4 and 5; FCCC/SBI/2009/MISCs.1 and 2) は、6月1日のSBIプレナリーで初めて議論された。その後Philip Gwage (ウガンダ) およびHelmut Hojesky (オーストリア) が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議での審議に回された。このグループが検討した問題は条約の下でのキャパシティビルディング枠組に関するグループでのものと類似しており、第2回包括的レビュー、COP/MOP5で採択さ



れるべき決定書草案に関してであった。協議において、締約国は、SBIの結論書でもCOP/MOP決定書草案でも合意に達することができず、SBIプレナリーは、6月10日の閉会プレナリーでこの点を指摘した。SBI 32でも議論が続けられる。

議定書の下での附属書I締約国提出の情報に関する報告ならびにレビュー：この問題

(FCCC/SBI/2009/INF.) は、6月3日のSBIプレナリーで最初に審議された。その後Anke Herold（ドイツ）が議長を務める非公式協議で議論された。

議論の中心は、専門家審査チームメンバーの訓練であり、これには途上国専門家の参加、およびキャパシティビルディングの必要性も含まれた。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.5）において、報告およびレビュープロセスに関する事務局の管理能力強化の必要性を再度強調する、これには議定書8条に則った年次レビューに参加する専門家審査チームメンバーの訓練も含める。

COP決定書草案（FCCC/SBI/2009/L.5/Add.1）は、特に、事務局に対し、専門家審査チームメンバーの改訂訓練プログラムの開発および実施を要請するとともに、訓練プログラムで使用できる情報を作成する。COP決定書草案には訓練プログラムの詳細を記載する附属書が付される。

議定書3.14条（気候変動の悪影響と対応措置の影響）： この項目は6月2日のSBIプレナリーで最初に審議された（FCCC/SBI/2009/11）。その後、Eduardo Calvo Buendia（ペルー）およびKristin Tilley（オーストラリア）共同議長を務めるSBI/SBSTA合同コンタクトグループおよび非公式協議での審議に委ねられた。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

締約国は公式、非公式に会合して議論し、その多くの会合で2.3条（政策措置の悪影響）と3.14条をコンタクトグループ合同で議論するか、別個に議論するかが主に議論された。締約国は、この2つの問題を、別個のものとして進める一方、同等の時間を割くことで合意したが、一部の先進国締約国は、両方の問題を同時に扱う形で発言した。また下記事項を含め、内容に関する問題も議論された：問題に関する理解；対応措置の影響に関する情報交換；実施。情報交換に関し、ニュージーランドは、国別報告書プロセスを利用して、対応措置の悪影響に関する情報交換を行うことを希望したが、G-77/中国は、情報交換の頻度増加を進める新しいプロセスの必要性を主張した。またG-77/中国は、段階的手法での実施を求めた。これらの問題は解決されなかったことから、文書には多くの括弧書きが残された。



SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.16 and Add.1）において、SBI 31でも、合同コンタクトグループでこの問題の議論を付属文書案に基づき継続することで合意する。

遵守：この問題は、COP/MOP 1においてサウジアラビアが提案した遵守に関する議定書の改定に関係する。（FCCC/KP/CMP/2005/2）6月1日のSBI開会プレナリーで短時間議論された。6月10日の閉会プレナリーで、締約国はSBI 32でこの問題を引き続き検討することで合意した。

政府間会合のアレンジ：この問題（FCCC/SBI/2009/7）には、COP 15、COP/MOP 5、将来の会合期間、政府間プロセスの組織構成、オブザーバー組織という小項目が含まれる。まず、6月2日のSBIプレナリーで審議され、その後Georg Børsting（ノルウェー）およびRichard Muyungi（タンザニア）が共同議長を務めるコンタクトグループでの審議に回された。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。（FCCC/SBI/2009/L.10）

議論の焦点となったのは、たとえばAWGsはいつ業務を完了し、COP 15およびCOP/MOP 5への報告を行うべきか、次回の補助機関（SBs）会合の予定、コペンハーゲンでのハイレベル・セグメントの日数、会合のタイミングなどであった。

AWGsの作業を完了させるシナリオがいくつか検討された。非公式協議で、締約国は、これを2つのオプションに絞り込んだ：COP 15およびCOP/MOP 5の前にAWGの作業を終了させ、開会プレナリーで成果を報告する；もしくはコペンハーゲンでもAWGの作業を継続し、会議冒頭では進捗状況報告書を提示し、ハイレベル・セグメントに間に合うように最終報告書を提出する。締約国は合意に達せず、この問題はCOP議長団に委ねられた。

SBsの予定に関し、締約国はいくつかのオプションを検討した：COP 15の前にバンコックまたはバルセロナでのAWGsに合わせて会議を開催する；コペンハーゲンでSB 31を開催するが、一部の議題はSB 32に回す；コペンハーゲンの会合期間中にSB 31を開催するが、会議日数を3日または4日に制限する；もしくは、SB 31を2010年まで延期する。締約国は、合意に達せず、この問題は、COP議長団に委ねられた。

ハイレベル・セグメントの日数でも見解が分かれた。いくつかの国は、ハイレベル・セグメントを3日間から4日間に延長することを希望した。非公式協議後、締約国は、3日間のハイレベル・セグメントとすることで合意した。非公式非公開の会合となる可能性に関しても、多くの締約国から懸念が表され、透明性と参画の必要性が強調された。

政府間プロセスの組織構成に関し、オーストラリアとサウジアラビアは、会合を午後6時で終わらせるべきとの表現を強めるよう主張したが、EUはこれに反対した。ロシア連邦は、会議は午後6



時で終了するものとし、特別な場合には午後8時までに終了するものとするという表現を提案、サウジアラビアもこれを支持した。SBI閉会プレナリー中に、短時間の非公式協議が行われ、スーダンがG-77/中国の立場で発言、全ての会合は午後6時で終了するが、特別な場合、またケースバイケースで、2-3時間継続することができるとの表現で合意したと報告した。

SBI結論書： SBIはその結論書 (FCCC/SBI/2008/L.10) において、特に、2009年12月16-18日に開催されるハイレベル・セグメントでのCOPおよびCOP/MOP会議においては、閣僚ならびに代表団団長による各国のステートメント発表を簡略なものとするよう手配することを推奨する。SBIは、将来の会合を可能な場合には、週の半ばから週の半ばに予定するとの提案を想起する。SBIは、全ての会議を午後6時で終了させ、特に締約国および地域グループに対し、毎日の会議に向け十分な準備時間がとれるようにするが、特別な場合、またケースバイケースで、2時間から3時間継続できることで合意する。

事務管理、資金、組織上の問題：2008-2009年の2カ年予算実績： この項目 (FCCC/SBI/2009/INF.3 and INF.7) は6月1日のSBIプレナリーに提出された。SBI議長のBratasidaは、関心を持つ締約国と協議の上、結論書草案を作成すると述べた。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書 (FCCC/SBI/2009/L.6) において、2009年5月15日時点での情報に留意し、締約国に対し、特に基幹予算への資金供与申し出分を支払ったことへの感謝を表した。SBIは、供与金を申し出していない締約国に対し、可能な限り速やかに申し出るよう求める。

2010-2011年2カ年度プログラム予算： この問題 (FCCC/SBI/2009/2 and Add.1-3; and FCCC/SBI/2009/MISC.3 and Add.1) は、6月1日のSBIプレナリーで提起された。その後、Quamrul Islam Chowdhury (バングラデシュ) が議長を務めるコンタクトグループでの議論に委ねられた。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

議論の焦点は次のとおり：強化する必要がある分野；予算の通貨をドル建てとするかユーロ建てとするか；COP 15の合意により発生する活動の資金調達方法。

続いて、€108万の削減を示す予算改定案が検討された。またコペンハーゲンでの成果により活動が追加される可能性があるとの観点から、予備費の額を決定するかどうか、SBIが後日予備費を承認する場合の方法も議論された。締約国は、予算をユーロ建てとすることで合意し、予備費に関する他の問題も解決した。

SBI結論書： SBIはその結論書 (FCCC/SBI/2008/L.9) において、COP 15が2010-2011年の2か年で€14,200,099とする基幹プログラム予算を承認することを提案、UNFCCC事務局長に対し、2010年分



のユーロ建て供与額を締約国に通知することを許可する。SBIは、COP 15で取り行われる可能性がある決定により生じる活動のコストをカバーするため、追加の資源が必要となる可能性があることを認識し、締約国に対し、自主的に資金供与を行うよう求める。またSBIは、COP 15で取り行われる可能性がある決定を実施するにあたり、承認された予算では費用が割り当てられていない場合には、自主的な供与額ならびに基幹予算において利用可能な資金を用いる権利を事務局長に付与するよう提案する。SBIは、事務局長に対し、COP 15の決定に関する活動の可能性がある場合、これに当てる追加予算をSBI 32に提案するよう求める。

COP決定書草案 (FCCC/SBI/2009/L.9/Add.1) において、COPは、特に、プログラム予算はユーロ建てで計算されるものとする決定する、さらに、2010-2011年2カ年のプログラム予算として、総計€44,200,099を承認する。

本部契約の実施：この項目は、6月1日SBI プレナリーに提起され、SBI議長のBratasidaが結論書を作成、6月10日のプレナリーで採択された。

SBI結論書：SBIはその結論書 (FCCC/SBI/2009/L.2) において、ドイツのボンでは2010年までに新たな会議場が利用可能となり、事務局の新しいオフィスは、第1期の工事が2011年末までに完成予定で、第2期の工事は2014年に完工する予定であることを確認するホスト国政府のステートメントに留意する。

特権と免責：この問題 (FCCC/SBI/2009/MISC.5 and Add.1) は、6月1日のSBIプレナリーで初めて審議され、Tamara Curll (オーストラリア) が議長を務めるコンタクトグループでの議論に委ねられた。SBIは6月10日結論書を採択した。

議論の焦点は、約束アレンジ (treaty arrangements) 草案のCOP/MOP 5への送付であり、締約国は、約束アレンジに関する文書のコペンハーゲンでの採択を目指すには、2009年6月17日までに締約国に連絡する必要があると指摘した。また参加者は、どの構成組織に対し、特権と免責を提供するべきか、免責の特性および権利放棄条項についても検討した。

EUとオーストラリアは、約束アレンジは2013年以降のパッケージの一環とするべきだと述べた。ツバルは、「独立した合意」として採択することを希望、コペンハーゲンでの成果はまだ不明確であり、批准されない可能性があることを説明した。中国は、コペンハーゲンでの成果に先入観を与えることに警告し、京都議定書の改定を希望した。EUは、このグループが内容に注目し、後日の段階で、体裁などを検討するよう提案した。



中国は、約束文書において議定書に言及するよう提案、ガーナはこれを支持した。オーストラリアはこれに反対し、これではコペンハーゲンでの成果に先入観を与える可能性があるとして指摘した。中国は、このコンタクトグループが抱える唯一のマンデートは、議定書の下で構成される組織について議論することだと主張した。

SBI閉会プレナリーで、議長はCurlは、特権と免責に関する約束アレンジの要素について締約国の意見が一致しなかったと報告した。モルディブは、SBIがSBI結論書の付録書である約束アレンジ草案に留意すると声明することを提案、締約国もこれに同意した。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.7/Rev.1）において、京都議定書の構成機関に勤務する個人の特権と免責に関する締約国の提出文書に留意する。

その他の問題：6月3日のSBIプレナリーで、アルゼンチンは、英国が国別報告書にIslas Malvinas（マルビナス諸島）を含めたことに異議を唱え、主権紛争に言及した。英国は、フォークランド諸島の排出量を含めたのは、主権に疑いの余地がないからであると応じた。

閉会プレナリー：SBI閉会プレナリーは、6月10日水曜日の午後から夕方にかけて開催された。締約国は、本会議の報告書を採択した。（FCCC/SBI/2009/L.1）

多くの締約国が、キャパシティビルディング枠組の第2回包括的レビューで進展がなかったことへの失望感を表明した。スーダンがG-77/中国の立場で発言、CGEに関する合意を歓迎し、SBI 31では決定書1/CP.10（ブエノスアイレス作業計画）について作業が進むことを希望すると述べた。グレナダはAOSISの立場で発言、CGEのマンデートの更新を歓迎した。レソトはLDCsの立場で発言、LDC作業計画は、NAPAsを含め全面的に実施される必要があると主張した。

SBI議長のBratasidaは午後10時54分、会合を閉会した。

本会合の概要分析

国連気候変動枠組条約および京都議定書の締約国が、気候変動に対処する国際協力を強化するべく2つの交渉トラックを敷いたバリロードマップを採択して18か月、包括的な交渉文書が審議されているが、今後6か月でこの文書がどう進展するか、12月のコペンハーゲンでは最終的にどのようなものが採択されるかは、まだ不明である。しかし、コペンハーゲンでの成果がどのようなものであれ、この2009年6月の前半にボンで策定された文書に記載される内容が、主要なアイデアとなる可能性は極めて高い。

「ボンII」と呼ばれるボンでの会合は、交渉プロセスでの転換点を示すものであった。これまでのところ、参加者は、UNFCCCの下での長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ

(AWG-LCA) にしろ、京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-KP) にしろ、アイデアを交換し、それぞれの立場を主張するだけであった。ボンでは、参加者は、特定の提案を推敲し、場合によっては、収束できる分野、相違する分野を明確にするため、努力した。この分析では、ボンIIで登場した文書を詳しく調べ、なぜ現在の形になったのか、ボンIII以降のプロセスを展望した場合、どのような意味があり、それが何故なのかを検証する。

ボン II 文書

ボンIIは、何よりも「6カ月規則」が特徴であった。実務面で見ても、この規則は、6カ月以内にコペンハーゲンで交渉をまとめるはずだと、皆に知らしめるものであった。法律上の観点からすると、この規則は条約および議定書の両方を規定する規則であり、新たな議定書 (条約17条) となる可能性がある文書、および議定書の改定 (20.2条および21.3条) は、その採択を目指す会合の少なくとも6カ月前までに、提案することを要請している。この理由から、今回の会合からコペンハーゲンに文書を送るかどうか、どういう文書を送るか、どういう形で (まとめて、または個別に) 送るかは、コペンハーゲンで法律的にどのような範囲の成果が出てくるかに影響を与えるものとみられる。端的に言えば、交渉がここからどのように進むかは、ボンで何が始められたかにより大きく異なるのである。

AWG-KPとAWG-LCAの両方とも、議論されるべき文章を携えて今回の会議に臨み、両方のグループとも、全ての締約国の提案が適切に表現されているようにしたが、文章は、この会議の間に大きく異なるものに進化した。AWG-LCAの文章は、会議の間中、意見対立があまり見られず、締約国も提案や当初の意見の単なる追加や説明のみであったが、AWG-KPの文章では、より詳しい議論がされ、LULUCFと附属書I目標に対する提案をまとめる試みがなされたり、このグループのマンデートの範囲について、緊張関係が続いたりした。

AWG-LCA : 彫刻材料の準備 : AWG-LCA交渉文書の検討作業は、形の整わない石のブロックに向かうという手強い作業を行う彫刻家に例えざるを得ない。このブロックを何か魅力的で、適切で、持続的なものに変えていかなければならない。ボンIIIは、石に一刀を入れる前に、まず良い石を選び、彫刻できるよう整える段階といえた。2週間の交渉の末、結局、今や新たに巨大なブロックと化したAWG-LCA交渉文書というブロックから不要な部分の石を大きく削り取ろうとする真の努力がなされなかった。



AWG-LCA議長のMichael Zammit Cutajarの文章は、ボンII会合開会の直前によく発表されたもので、議論の始点となった。結果として、多くの代表団は、この文章について検討し、共通の立場を模索するだけの時間がなかった。さらに、この文書が全ての作業言語に訳されたのは、会議が開始されて2、3日後であった。時によっては、このプロセスは乱雑で場当たり的に見えた。議論は、交渉文書の「lite」な読み上げで始まった、これにより締約国は表面上は文書全体に対する一般的なコメントを寄せることができ、提案も明確になり、追加挿入箇所印をつけ、ギャップも明らかにすることができた。

第2回の読み上げで、締約国は、積極的な提案の追加を推奨され、これが交渉文書の改定部分に反映されることとなった。いくつかの途上国代表団から、この文書はバランスが欠けているとの苦情が出た一方、自分たちの提案が適切に反映されていないと指摘するものもいた。しかし、熟練した交渉担当者は、すぐさま、こういったプロセスは「建設的」であり、「必要」でもあると指摘、議長文書は、交渉の開始点にすぎないと述べた。会議中、提案の提出を進めるというやり方は、こういった懸念に対応するのに大いに役立ち、議長テキストを各締約国主導の交渉文書に置き換えるものであり、自分たちのものという感覚を高め、交渉を前進させることができた。結果として、この方法は、たかが53頁に過ぎなかった文書を200頁にまで膨れ上がらせた。

コペンハーゲンに向けての課題は、分厚くて、形がはっきりしない交渉文書の改定版を、アイデアの統合を図り、提案をまとめ、オプションを絞り込み、より洗練されたものに仕上げることである。「200頁を超えるものから、受け入れ可能な合意にするには、かなりの作文技術が必要であり、それ以上に政治的なビジョンが必要とされる」とある専門家はコメントした。

AWG-LCAの交渉文書の審議は、コペンハーゲンの成果の法的形式に影響を与えることはなかった。2013年以降についての交渉開始以来、法的な疑問点は、微妙で困難な問題とされてきた。このため、交渉担当者は、バリ行動計画において、AWG-LCAの成果の法的な形式を定めないことを決定した。ボンII会議では、2回の非公式協議において、成果の法的形式が初めて議論され、依然として見解の相違が残されていることが明らかとなった。多くの予想通り、各国は、法的に拘束力のある成果を希望する先進国中心のグループと、AWG-LCAのマンデートが、締約国に法的拘束力のある義務を課すとは想定されないCOP決定書に行きつくことを希望する途上国中心の第2のグループという二つの陣営に大きく分かれた。一部のものは、コペンハーゲンの成果の法的な形式は主要問題での政治的合意ほど重要ではないと主張した。「コペンハーゲンで合意に達するなら、その次のCOPで法的に調印することもできる」とあるベテランの交渉担当者は論じた。

しかし、会合中は、数カ国が、新しく法的拘束力のある合意がコペンハーゲンで採択されるよう、手続き上のステップをとった。事務局は、オーストラリア、日本、ツバル、米国、コスタリカから、新しい議定書の採択に関係する条約17条に基づき締約国に提案を通知することを目的とする5件の要請を受け取った。しかし、手続き的には、これらの提案がAWG-LCAで検討されることはないだろう。COP 15において、新しい議定書案に関する独立した議題項目として初めて議論されることになるだけだろう。このため、法的な状況は多少複雑になっている。たとえば、コスタリカの提案は、包括的なものであり、ボンII会合の開始時点におけるAWG-LCA議長の文書をほぼ網羅している。しかし、こういった提案は、コペンハーゲンにおいて条約の下での新しい法的拘束力のある手法を採択しようとする強い政治的意思があるなら、可能ではないかと考えるものもいた。法的形式の問題は机上から外されたが、最も熟練したベテランの参加者でさえ、コペンハーゲンやそれ以降の時点で、最終的に決着する合意がどのような法的形式のものかを予想することは難しいと考えている。

AWG-KP：複雑なパズルのピースを彫る：AWG-KPの課題は、彫刻家が、石に何らかの形をもたせようとする実際の彫刻作業の初期に似通う。ただしひとつの彫刻を作るのではなく、AWG-KPは、2つの相互に関連した作品を同時に作ろうとしているように見える、一つの作品は目標であり、もう一つの作品はその目標をどう達成するかを規定する規則である。大半の途上国は、2013年以降の規則に関する合意の場合、議定書の改定作業は必要がなく、議定書附属書Bに規定する目標の改定に焦点を当てるべきだと、長年、主張してきたが、大半の先進国は、規則を作る前に目標ありきであった京都の経験は避ける必要があると主張する。この同じ基本的な意見対立は、このグループの作業開始時点から続くものであるが、6カ月規則のため、その性格がより明確になり、緊急性の感覚が増している：大半の先進国は、排出削減量に関するノンペーパーの中に、南アフリカおよびフィリピンが提案する個別の排出制限および削減の数量目的を盛り込むことには強く反対しており、中国およびその他の途上国は、柔軟性メカニズムや土地利用・土地利用変化・森林などを含めた「その他の問題」のノンペーパーの分量の多さ自体に反対した。

結局、こういった意見の隔たりは、割り当てられた時間内で解決するには大きすぎたことから、このグループは、6カ月規則に則り、回覧する文書を作成する権限を議長に与えることについて、合意できなかった。京都議定書の交渉においては、議長にそのような権限が与えられており、ボンIIでも似たような成果が出れば、コペンハーゲンでの議定書改定の必要性で締約国が合意するという強いシグナルを送ることになると感じたものもいた。このため、コペンハーゲンでの議定書の改定を望む締約国は、それぞれ改定案を提出せざるを得なくなった。特に多くの途上国が、この事実を、

議定書の第2約束期間が危うくなる可能性があるという特定の先進国からの悪いシグナルと受け止めた。その一方、AWG-KP議長のJohn Asheは、その閉会スピーチで、事務局が改定案を受け取ったことは、議定書の改定がコペンハーゲンで正式に採択できることを意味すると指摘した。

しかし、多くのものが、コペンハーゲンにおいてAWG-KPでの合意に達するには、相当な政治的ハードルを越えなければならないのではないかと考えている。個別の国の目標に関する提案や、途上国のためのセクター別取引メカニズムの提案など、「ポイズン・ピルズ」をAWG-KPの文書から取り除くなら、別の成果が得られるのではないかと考えるものもいるが、AWG-KPから文書を送りださないというのは、議定書と条約の下で通知される提案が手続き上同等に扱われるようにするための、一部先進国締約国の戦略的な動きではないかと感じている。事実、日本とロシア連邦は、コペンハーゲンでは包括的な法的拘束力のある成果にしか賛同するつもりはないとし、単なる議定書の改定では十分でないと断言している。これは純粋な交渉戦略であると主張するものもいるが、より懐疑的な解釈は、一部の先進国が、法的拘束力のある排出制限および削減の数量目的を廃し、新しい議定書の下でのより拘束力の弱い目標にしようとしているのではないかとということである。

ボンIIIとそれ以降に向けて

締約国およびオブザーバーは、8月のボンIII、さらにはコペンハーゲンへの道を見据えており、過去2週間におきたことや、それが今後のプロセスにとりどのような意味合いがあるかを評価しているはずである。その中から、多くの問題が出てくる可能性が高い。

AWG-KPとAWG-LCAでの交渉が進むにつれ、コペンハーゲンへの道が、今後6カ月の間に、単にボン、バンコック、バルセロナと過ぎていくだけではないことを思い起こすことが重要である。政治的なビジョンとガイダンスが必要なことがより明確になってきており、道筋にあるメキシコやイタリアでの主要経済国フォーラム、9月にニューヨークで開催される気候変動に関する国連ハイレベルイベントなどの通過点も、政治指導力を注入させ、プロセスに弾みをつけるのではないかと期待するものも多くなっている。これは、多様な手続き上、法律上、概念上、立案上のジレンマのジャングルから逃れる唯一の方法かもしれない。ある参加者は、「意見の一致に向けた道筋を描くことはできない」と述べた。

最後に、他のプロセスも重要な役割を持つかもしれないが、コペンハーゲンへの道筋にあるUNFCCCの会議は、コペンハーゲンでの実現可能な成果を形作る上で引き続き重要な役割を果たし続けるだろう。実際にどのような役割になるかはまだわからない。多くのものが、コペンハーゲンまでの会合は、概念に肉付けし（たとえばNAMAsや登録簿の可能性）、規則を規定し（たとえば



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

LULUCFの算定方式)、組織枠組を明らかにし、それによりコペンハーゲンで合意に達しようとの政治的意思があれば、交渉文書は、文章としても概念としても、前に進めると、感じている。しかし、途上国は、AWG-KPにおいて附属書I締約国が全体目標も個別の目標も設定できなかったことは、指導力の欠如を示すものであるとの指摘し続けており、コペンハーゲンに至る会合は、附属書I締約国が先頭にたつという義務を果たせるチャンスであると主張する。コペンハーゲンで合意に達せるまでには、いくつかの問題を解決する必要があるのは明らかである。締約国がこれからの6か月間、目標を彫り出そうとするのか、組織枠組を彫ろうとするのか、それとも両方を少しずつしようとするのか、ボンIIで作成された文章は基本材料を提供する可能性が高く、その中から、コペンハーゲンでの取引の重要な要素が登場してくる可能性が高い。

今後の会議予定

ADBのエネルギーと気候変動2009年：アジア開発銀行（ADB）は、2009年6月15-19日、第4回アジア・クリーンエネルギー・フォーラム2009年に合わせ、気候とクリーンエネルギー週間を開催、2009年6月16-17日には、アジア太平洋の気候変動に関するハイレベル会議を開催する。このハイレベル会議は、エネルギー資源研究所（TERI）との共催で、気候変動の側面を議論するため、世界および地域レベルの指導者を招請する。詳細は右記に連絡：Toshimasa Dojima, Senior Finance Specialist, ADB；電話：+632-632-6569；ファクシミリ：+632-636-2198；電子メール：tdojima@adb.org；インターネット：<http://www.adb.org/News/calendar.asp>

持続可能なエネルギーに関する世界フォーラム：2020年以降の統合エネルギー問題：持続可能な政策および投資の確保：この会議は、国連産業開発機構（UNIDO）、国際応用システム分析研究所（International Institute for Applied Systems Analysis）、オーストリア開発協力およびオーストリアエネルギー庁が主催し、持続可能なエネルギーに関する世界フォーラムの10周年を祝う。この会議は、2009年6月22-24日、オーストリアのウィーンで開催される予定。詳細は右記に連絡：Martin Lugmayr, Austrian Development Agency；電話：+43-1-90-399-2557；ファクシミリ：+43-1-90-399-290；電子メール：martin.lugmayr@ada.gv.at；インターネット：<http://www.gfse.at/> or <http://www.viennaenergyconference.org/>

OECDフォーラム2009年：OECDフォーラムは「多数の利害関係者サミット」であり、ビジネス界や労働組合のリーダー、市民社会の代表、政府閣僚、国際機関の指導者が一堂に会すもので、毎年OECD閣僚サミットに合わせ開催される。このフォーラムでは、現在の金融危機に関係するいくつかの問題が話し合われるほか、この危機に対応してグリーンな成長と気候変動を組み込む方法



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

についても議論する。このフォーラムは、2009年6月23-24日、フランスのパリで開催される。詳細は右記に連絡：Sue Kendall, Forum Director；電話：+33-1-45-24-81-57；ファクシミリ：

+33-1-44-30-63-46；電子メール：oced.forum@oced.org；インターネット：<http://www.oecd.org/>

第5回都市研究シンポジウム：都市と気候変動：緊急問題への対応：このシンポジウムは、世界銀行、OECD、国連ハビタット、国連人口基金その他の寄贈者の後援で開催され、都市や都会の成長が気候変動に与える影響、気候変動が都市生活の質や都市の資産、地方および国家経済に与える影響の算定と予想、都市の耐性増強と関連コストの増加に対する代案の評価、実施を成功させるのに必要なインセンティブについて議論する。このシンポジウムは、2009年6月28-30日、フランスのマルセーユで開催される予定。詳細は右記に連絡：事務局；電子メール：

urbansymposium@worldbank.org；インターネット：<http://www.urs2009.net/index.html>

グリーンランドダイアログ：このダイアログは、2009年6月30日から7月3日までグリーンランドのIllulissatで開催され、気候変動の解決策について、創造的な議論を展開するための非公開の主要閣僚間会議である。詳細は右記に連絡：Gro Iversen, Danish Ministry of Climate and Energy；電話：

+45-33-92-29-37；ファクシミリ：+45-33-92-28-01；電子メール：giv@kemin.dk；インターネット：http://www.kemin.dk/en-US/COP15/Greenland_dialogue/Sider/Forside.aspx

オゾン層破壊物質バンクの管理と破壊、気候変動への影響に関するワークショップ：このワークショップは2009年7月13日、スイスのジュネーブで開催される。詳細は右記に連絡：オゾン事務局；電話：+254-20-762-3851；fax: +254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org；インターネット：<http://ozone.unep.org/Events/meetings2009.shtml>

オゾン層破壊物質の代替物質で高い地球温暖化係数を持つものに関するダイアログのためのワークショップ：このワークショップは、2009年7月14日、スイスのジュネーブで開催される。詳細は右記に連絡：オゾン事務局；電話：+254-20-762-3851；ファクシミリ：+254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org；インターネット：:

http://ozone.unep.org/Meeting_Documents/upcoming_meetings.shtml

第29回モントリオール議定書締約国のオープンエンド・ワーキンググループ：この会議は、2009年7月15-18日、スイスのジュネーブで開催の予定。詳細は右記に連絡：オゾン事務局；電話：+254-20-762-3851；ファクシミリ：+254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org；インターネット：<http://ozone.unep.org/>



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

IPCC AR5スコーピング会議：IPCCの第5次評価報告書（AR5）の第1回スコーピング会議は、2009年7月13-17日、イタリアのベネチアで開催される。詳細は右記に連絡：IPCC 事務局；電話：+41-22-730-8208；ファクシミリ：+41-22-730-8025/13；電子メール：IPCC-Sec@wmo.int；インターネット：<http://www.ipcc.ch/>

AWG-LCAおよびAWG-KP非公式会議：AWG-LCAおよびAWG-KPの非公式会議は、2009年8月10-14日、ドイツのボンで開催の予定。オブザーバーの参加も可。詳細は右記に連絡：UNFCCC 事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int/>

第3回世界気候会議：第3回世界気候会議は2009年8月31日から9月4日、スイスのジュネーブで開催される。第1回と第2回の世界気候会議はそれぞれ1979年と1990年に開催され、気候変動問題に関する大きな動きを呼んだ。第3回の会議は、「より良い未来のためのより良い気候情報」をテーマに開催され、気候の予測と知識の進歩により、人類がどれだけの恩恵を受けるかに焦点を当てる。またCOP 15へのインプットともなる。詳細は右記に連絡：Buruhani Nyenzi, WCC-3 事務局, WMO；電話：+41-22-730-8273；fax: +41-22-730-8042；電子メール：wcc-3@wmo.int；インターネット：http://www.wmo.int/pages/world_climate_conference

気候変動に関するハイレベルイベント：国連事務総長のBan Ki-moonは、2009年9月22日火曜日、国連本部に各国の国家元首、政府代表を集め気候変動に関するハイレベルイベントを丸一日開催する。この22日は、第64回国連総会の一般演説開始の前日にあたる。詳細は右記参照：
<http://www.un.org/climatechange/>

AWG-LCA 7およびAWG-KP 9：AWG-LCAの第7回会合およびAWG-KPの第9回会合は、2009年9月28日から10月9日、タイのバンコックで開催される予定。詳細は右記に連絡：UNFCCC 事務局；電話：+49-228-815-1000；fax: +49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int/>

世界再生可能エネルギー・フォーラム2009年：再生可能エネルギーの規模拡大：この会議はメキシコのエネルギー省とUNIDOの共催で、2009年10月7-9日、メキシコのLeónで開催される。このフォーラムでは、再生可能エネルギーへの投資規模拡大を目指し、地域間の協力を強化し、多数の利害関係者同士の革新的なパートナーシップを推奨するため、協議の推進を求める。詳細は右記に連絡：Pradeep Monga, Director, Energy and Climate Change Branch, UNIDO；電話：+43-1-26026-3018；電子メール：GREFMexico2009@unido.org；インターネット：<http://www.unido.org/index.php?id=7341>



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

第7回持続可能な開発に関する世界フォーラム：2009年ワガドゥグー会議：この会議は2009年10月19-22日、ブルキナファソのオガドゥグーで開催の予定。テーマは「気候変動、モビリティ、開発の持続可能性展望」。詳細は右記に連絡：Louis Blanc Traore、環境省；電話：+226-5031-3166；ファクシミリ：+226-5030-6491；電子メール：lbtraore@yahoo.fr；インターネット：
http://www.fmdd.fr/english_version.html

IPCC-31：IPCCの第31回会合は2009年10月26-29日、インドネシアのバリで開催される予定。詳細は右記に連絡：IPCC事務局；電話：+41-22-730-8208；ファクシミリ：+41-22-730-8025/13；電子メール：IPCC-Sec@wmo.int；インターネット：<http://www.ipcc.ch/>

AWG-LCA 7およびAWG-KP 9再開会合：AWG-LCAの第7回再開会合およびAWG-KPの第9回再開会合は、2009年11月2-6日、スペインのバルセロナで開催される予定。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：
secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int/>

第7回持続可能な開発に関する世界フォーラム：2009年パリ会議：この会議は2009年11月19-20日、フランスのバリで開催される予定。テーマは「新しい世界秩序：京都後、コペンハーゲン前」詳細は右記に連絡：Passages-ADAPes；電話：+33 01 43 25 23 57、ファクシミリ：+33 01 43 25 63 65 / 62 59、電子メール：Passages4@wanadoo.fr；インターネット：http://www.fmdd.fr/english_version.html

UNFCCC COP 15および京都議定書COP/MOP 5：UNFCCCの第15回締約国会議および京都議定書の第5回締約国会合は、2009年12月7-18日、デンマークのコペンハーゲンで開催される予定。両会合に合わせてUNFCCC補助機関の第31回会合が開催される。COP 15およびCOP/MOP 5では、2007年12月バリでの国連気候変動会議で合意された「ロードマップ」に則り、（京都議定書の第1約束期間が終了した後）2013年以降の気候変動との戦いに関する枠組の最終合意がなされるものとみられる。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int/>

用語集

AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキング・グループ
BAP	バリ行動計画
CCS	炭素回収貯留
CER	認証排出削減量
CDM	クリーン開発メカニズム
CGE	非附属書I国別報告に関する専門家諮問グループ
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書の締約国会合の役割を果たす締約国会議
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
GCOS	全球気候観測システム
GEF	地球環境ファシリティ
GHG	温室効果ガス
GWP	地球温暖化係数
HWP	伐採木材製品
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDC	後発途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
MRV	モニタリング、レビュー、検証
NAMA	国家適切緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
NWP	気候変動への影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画
ppm	炭素換算ppm



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

REDD	途上国における森林減少からの排出削減
REDD-plus	途上国における森林減少からの排出削減、保全活動も含める
SBs	UNFCCC補助機関
SBI	実施に関するUNFCCC補助機関
SBSTA	科学的、技術的助言に関するUNFCCC補助機関
SCCF	特別気候変動基金
SIDS	小島嶼後発途上国
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies – IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute – GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks – June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.